

Earth Negotiations Bulletin

A Reporting Service for Environment and Development Negotiations

Published by the International Institute for Sustainable Development Vol. 12 No. 189 Monday, 12 November 2001

国連気候変動枠組条約第7回締約国会議のサマリー:

2001年10月29日 11月10日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第7回締約国会議(COP-7)は、モロッコのマラケシュで2001年10月29日11月10日に開かれ、172の政府、234の政府間組織、非政府組織、その他オブザーバー組織から4400名以上の出席者を得、166のメディアも参加した。この会議は、1997年の京都議定書の下での温室効果ガス排出削減約束に関し、運用上の詳細について最終的な合意を追求するものであった。また会議は、UNFCCCの実施強化に向けた行動について合意を求めるものでもあった。COP-7は、1998年のブエノスアイレス行動計画(BAPA)で設定された目標を達成するための努力として、3年間の交渉を完了し、ヘーグとボンでそれぞれ開催されたCOP-6のパートIおよびIIで未完として残されていた課題を完了することを意図したものであった。2001年7月のCOP-6パートIIで採択された懸案事項に関する政治的な宣言であるボン合意は、作業完了へ大きく前進しようとする出席者にとっての土台の役割を果たした。

10月30日から11月6日にかけて、出席者は、懸案事項を解決する努力の一環として、交渉グループ、密室の草案作成グループ、非公式折衝で会合した。これらのグループには、議定書の下でのメカニズム、遵守システム、アカウントティング、議定書5条(方法上の問題)、7条(情報の送付)、8条(情報の検討)の下での報告と検討、土地利用・土地利用の変化・森林管理(LULUCF)が含まれていた。平行した交渉も最貧国(LDCs)、専門家諮問グループ(CGGE)、2002年持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)への報告に関係するCOP決定書草案について、行われた。

COPの補助機関の第15回セッションは、COP-7期間中、10月29日から11月8日にかけて行われた。補助機関では、いくつかの問題について決定書草案を採択しており、これらには国別報告書、運営および資金上の問題、方法上の問題が含まれる。

11月7日水曜日には、COP-7の閣僚会合が開始され、閣僚および高官は、交渉の成功裏の終了をもたらすことを求めた。非公式折衝は、Valli Moosa大臣(南アフリカ)とPhilippe Roch 国務長官(スイス)によりスムーズに進められた。長時

間の二国間および多国間協議の後、LULUCF、メカニズム、議定書5条、7条、8条、そしてWSSDへの報告に関する取引パッケージが、11月8日木曜日の夕方に提案された。この取引は、G-77/中国とEUを含めた大半の地域グループにより受け入れられたが、アンブレラグループ(カナダ、オーストラリア、日本、ロシア連邦、ニュージーランドを含めた附属書I締約国のゆるやかな連合)は、共通意見に賛同しておらず、有資格性要求やメカニズムの下でのバンキング可能性を含めた重要な対立問題があった。しかし、金曜日中から土曜日の朝にまでおよぶさらに多くの交渉の後、遵守有資格性要求や、LULUCFでのデータ報告におけるLULUCF原則への配慮、クリーンな開発メカニズム(CDM)の下で吸収により発生する<排出削減>単位の限定されたバンキングといった重要な特徴を含め、取引パッケージでの合意がなされた。

UNFCCCと京都議定書の簡単な歴史

気候変化は、世界の環境、人間の健康と厚生、世界経済の持続可能性にとり、最も深刻な脅威の一つと考えられている。主流の科学者達は、地球の気候が、人間の活動を原因とする二酸化炭素のような温室効果ガスの蓄積により影響を受けているという点で、意見の一致を見ている。科学者の大半は、予防的で速やかな行動が必要であると考えている。

気候変化に対する国際的な政治的対応は、UNFCCCの設立で有形のものとなった。1992年に採択されたUNFCCCは、人為的な行動が気候システムに対する「危険な干渉」に結びつくことを防ぐような水準で、温室効果ガスの大気濃度を安定化することを目的とする行動の枠組みを設定するものであるUNFCCCは、1994年3月21日に発効した。この条約は、現在186の締約国を抱える。

京都議定書: 1995年に、気候変化と戦う努力のさらなるステップについて合意に達するため、ベルリンマンデートのアドホックグループが、COP-1により設立された。1997年12月、日本の京都でのCOP-3で頂点に達した熱心な交渉の末、交渉出席者は、先進国および市場経済への移行国が、自国の温室効果ガス排出低減の数量目標を達成すると約束した、UNFCCCへの議定書で合意した。UNFCCCの下では附属書I締約国として知られるこれら諸国は、これら諸国全体での6つの温室効果ガスの排出を、2008年から

2012 年の間に、1990 年の水準比で少なくとも 5% 下げると約束しており、特定目標は、国により異なるとした。議定書はまた、附属書 I 締約国が、自国の目標を費用効率性のある形で達成するのを助ける、3 つのメカニズム—排出量取引システム、附属書 I 締約国間での排出削減プロジェクトの共同実施(JI)、そして附属書 I と非附属書 I (開発途上国) 締約国間での共同プロジェクトを進めるクリーンな開発メカニズム (CDM)への根拠を提供した。

排出でのこれらの削減がいかに達成されるか、また各国の努力がどう測られ、評価されるのかを決める規則や運用上の詳細の大半に関する決定は、これに続く会議に残された。84 カ国が議定書に署名したが、その大半は、批准するかどうか以前に、これらの運用上の詳細における交渉を待っている。議定書が発効されるためには、1990 年での二酸化炭素排出の全体量の少なくとも 55% を代表する附属書 I 締約国を含めた UNFCCC の締約国 55 カ国により批准されなければならない。現在までに、40 の締約国が議定書を批准しており、これには、附属書 I 締約国であるルーマニアが含まれる。

ブエノスアイレス行動計画 : COP-4 は、議定書の運用上の詳細に関する合意に達するため、および UNFCCC 自体の実施を強化するスケジュールを設定するため、アルゼンチンのブエノスアイレスで 1998 年 11 月に会合した。この作業スケジュールは、ブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られる決定書にその概要が示されている。BAPA の下での重要な締め切りは、一連の問題に関して締約国が合意に達することとなった COP-6 である。解決が必要な議定書関連の問題で切迫しているものには、メカニズムに関する規則、締約国の遵守を評価する体制、そして各国の排出および排出削減についての会計方法が含まれる。炭素吸収分について各国にクレジットを与える規則も取り扱わなければならない。UNFCCC の下での問題で解決が求められているものには、キャパシティビルディングについての疑問、技術開発・移転、気候変化の悪影響に特に脆弱な開発途上国への援助や、気候変化と戦うために先進工業国が行う行動が含まれる。

1999 年と 2000 年では、COP-6 での合意への土台作りを助けるため、多数の公式および非公式の会合や協議が行われた。しかし、COP-6 が近づくにつれて、重要問題での政治的な立場は、固まったままとなっていて、妥協や前進する意思が余り示されていないかった。

COP-6 パート I : COP-6 および再開された UNFCCC 補助機関の第 13 回セッションは、オランダのヘーグで、2000 年 11 月 13-25 日に開かれた。交渉の第 2 週には、COP-6 の議長でオランダの住宅、空間計画、環境担当大臣である Jan

Pronk が、自身で下記のような 4 つの「クラスター」または「ボックス」にまとめた主要政治問題を取り扱う非公式な閣僚級プレナリーセッションを開くことで、多くの対立のある政治的および技術的な問題での進展を図ろうと試みた。:(a)キャパシティビルディング、技術移転、悪影響、資金メカニズムについてのガイダンス ; (b)メカニズム ; (c)土地利用、土地利用の変化、森林管理 (LULUCF); (d)遵守、政策および措置(P&Ms)、アカウンティング、議定書 5 条(方法上の問題)、7 条(情報の送付)、8 条(情報の検討)。

11 月 23 日木曜日まで、交渉は動きがないように見え、Pronk 議長は打開をはかるため重要問題に関する議長提案を含めたノートを配布した。議長案についてのほぼ 36 時間もの集中討議の末でも交渉担当者は意見の一致を見ることができず、資金問題、メカニズムの利用における補足性、遵守、そして LULUCF が、特に行き詰まりの問題であることが証明された。11 月 25 日土曜日の午後、Pronk 議長は、出席者が合意に達し得なかったと発表した。出席者は、COP-6 を中断し、2001 年に作業を再開することで合意した。

COP-6 パート I の後、交渉を軌道に戻す努力の一環として、いくつかの会議や協議がもたれた。加えて、2001 年 3 月には、米国が議定書への反対を宣言し、議定書は米国経済に害を与え、また開発途上国が全面的な参加を免除されていることから、議定書には「決定的な欠陥」があると考えたと明言した。

COP-6 パート II : COP-6 パート II と UNFCCC 補助機関の第 14 回セッションは、2001 年 7 月 16-27 日、ドイツのボンで会合した。7 月 19 日木曜日には、再開された COP-6 の閣僚会合が始まり、参加者は主要懸案事項に関する「政治的な」決断について合意に達することで打開へと進めた。土曜日夜には、延長協議の末、Pronk 議長が、BAPA の基幹要素についての合意を要約する政治決定書案への同議長提案を提出した。しかし、いくつかの国がこの政治決定書を支持することができると宣言したにもかかわらず、遵守の部分で意見の不一致が表面化した。

Pronk 議長は、この<遵守>セクションに関する継続協議を月曜日朝まで行い、閣僚は、遵守についての改訂されたセッションつきで、土曜日からのももとの政治決定書を採用することで、最終的に合意した。政治決定書、いわゆる「ボン合意」は、閣僚たちにより月曜日朝遅くにプレナリーで採択され、7 月 25 日水曜日夕方には COP により正式採択された。週末での閣僚級協議は、いくつかの先進国による政治宣言を生むこととなり、この宣言の中で、これら諸国は、開発途上国での気候変化活動に対する追加的資金提供を、誓約した。

いくつかの主要な問題に関しては、決定草案が承認されたが、出席者は、メカニズム、遵守、LULUCFについての全ての作業を完了することはできなかった。決定書の「パッケージ」全体の文章全てが完成しなかったことから、全ての決定草案はCOP-7に持ち越され、そこで出席者が交渉の終了を試みることとなった。懸案文書は、LULUCF、メカニズム、遵守、政策および措置(P&Ms)、議定書5条、7条、8条に関係している。

COP-7 報告

UNFCCCの第7回締約国会議(COP-7)は、2001年10月29日(月曜日)に開催された。COP-6議長Jan PronkがCOP-7を開会し、9月11日のできごとが、国際的な合意に新しい光を投げかけていることを示唆し、ボン合意が、世界全体の問題を国連の枠組の中で解決する上での多国間主義および国際協力の有効性を実証したと指摘した。同氏は、COP-7がボン合意を法律用語に置き換えるプロセスを完了し、ブエノスアイレス行動計画(BAPA)に関する作業を成功裡に終わらせるとの確信を表明した。

COPはモロッコの領域計画、都市管理、住宅および環境担当相であるMohamed Elyazghi氏をモロッコ's COP-7の議長に選出した。Elyazghi議長は出席者をモロッコに歓迎する挨拶を行い、この会議が、アフリカで初めて開催されるUNFCCCのCOPであると付け加えた。同議長は、COP-6のPronk議長に対し、その忍耐とプロセスに「消されることのない足跡」を残したことへの感謝を述べた。

歓迎の挨拶は、マラケシュ地域議会議長のAbdelaziz Saâdi氏、マラケシュ都市共同体首長のOmar Jazouli氏、UNFCCC事務局長のMichael Zammit Cutajar氏からもあった。

出席者はその後、いくつかの締約国からの一般演説を聞いた。多くのスピーカーが、UNFCCC事務局長のCutajar氏、COP-6議長Pronk氏、そして事務局に対し、交渉進展への計り知れない貢献に感謝した。G-77/中国やEU、11(CG-11、中欧・東欧の11カ国のグループであるセントラルグループ)を含めた幾人かのスピーカーは、WSSDに間に合うような議定書の発効を支持した。

イランは、G-77/中国を代表して、COP-6パートIIから持ち越された作業の終了を支持し、またこの会議は、開発途上国による新たなまたは追加的な約束の問題を提起するのに適したフォーラムではないと付け加えた。ブルキナ・ファソは、アフリカグループを代表して、COP-7が成功することへの国際社会の期待の高さを強調した。スイスは、環境十全グループを代表して、議定書発効の必要性を強調した。マリは、LDCsを代弁して、開発途上国、特にLDCs

が、有意義な援助から益を得ることを希望した。オーストラリアと日本は、「4条2項(a)および(b)の適切性第2回検討」という議題について、閣僚会合の前に協議を行い、COPに報告するとのElyazghi議長の意図を歓迎し、COP-8でのこの問題の全面的な議論を待望していると述べた。ベルギーは、欧州連合を代表し、約束の検討は、COP-7またはWSSDで討議すべきではなく、おそらくはCOP-8で行われる議定書の発効の後で行わなければならないと述べた。

組織上の問題：10月29日にElyazghi議長は、これまでのところ42の締約国が京都議定書を批准していると報告し、残りの国がWSSDに間にあうよう批准することを呼びかけた。手続き上の規則について、COPは、規則草案(FCCC/CP/2001/6 and Add.1)を、規則42(投票)を除いて、引き続き適用すると決定した。参加者は、その後、「UNFCCC 4条2項(a)および(b)(約束の検討)での適切性第2回検討」という停止された項目を除いて、議題を採択した。この問題は、今後非公式折衝で取り上げられることとなった。しかし、合意には達せず、11月10日(土曜日)にElyazghi議長は、COPに対し、セッション間協議が行われること、またこの問題が、補助機関での第16回セッション(SB-16)の暫定議題に載せられたことを告げた。

協議に続いて、議長を除くCOP-7議長団のメンバーが、11月9日にプレナリーで選出された。選出された副議長は、Mohammed Barkindo(ナイジェリア)、A. Gopinathan(インド)、Mohamed Al-Maslamani(カタール)、Andrej Kranjc(スロベニア)、Alexandre Bedritsky(ロシア連邦)、Max Rai(パプアニューギニア)、Karsten Sach(ドイツ)であった。Gonzalo Menendez(パナマ)が、Rapporteur(調整役司会)に、Raúl Estrada-Oyuela(アルゼンチン)と、Halldor Thoreirsson(アイスランド)が、それぞれSBIとSBSTAの議長に任命された。COPはまた、FCCC/CP/2001/7に記載された組織をオブザーバーとしての出席を認めると決定した。

COPは、SBIがCOP-8の日程と場所について11月8日COPに送った決定草案(FCCC/CP/2001/L.23)を検討し、採択した。この決定は、COP-8を2002年10月23日から11月1日に開催すると述べており、インドが会議の主催に関心を表明していることを指摘している。同決定書は、事務局長とインドとの間で協議が継続されること、またその結果の通知が、2001年11月24日以前に報告されることを求めている。同決定書は、議長団が2001年12月の次回会合でCOP-8の場所を決定するよう求めている。

2005-2007年での条約機関の会合日程に関する結論書案(FCCC/CP/2001/CRP.15)は、SBIにより11月8日に、COPにより2001年11月9日に採択された。COPは、11月9日(金曜日)に資格証明書に関する報告書(FCCC/CP/2001/9)を

採択した。

ブエノスアイレス行動計画の実施：ボン合意を実施する決定の採択

COP-7 期間中に取り上げられた重要な問題は、BAPA 実施に関係していた。本報告書の次のセクションは、COP-6 パート II で完成され、COP-7(編集者注：これら決定につながる COP-6 パート II での交渉の詳細は、ENB Vol.12 No. 176 で入手可能である)で採択された資金および資金調達決定書の概要から始まる。その後このセクションでは、COP-7 でさらなる交渉と完成が必要な問題での実質的な議論と決定を紹介する。これらの問題に含まれるのは、議定書のメカニズム、遵守、各国国内システム、議定書 5 条、7 条、8 条の下での調整とガイドラインである。

採択のために送付された完成版決定書：COP-6 パート II では、資金問題に関する 8 つの決定草案で合意がなされ、COP-7 プレナリーの閉会時での採択のため回された。共同実施活動(AIJ)および約束期間中での単一排出の影響に関して、すでに合意されていた決定書も回された。

キャパシティビルディング：開発途上国でのキャパシティビルディングに関する決定草案 (FCCC/CP/2001/L.2)は、地球環境ファシリティー(GEF)に対し、キャパシティビルディングの枠組実施支援での進展について報告し、また資金メカニズムの運用機関が、枠組の資金活動において合理的で速やかなアプローチを採るよう求めている。同案は、COP が国別報告書から情報を引き出すことを求め、また GEF そのほかの機関からの、枠組実施での進展に関する検討を報告している。

経済移行国(EITs)でのキャパシティビルディングに関する決定草案(FCCC/CP/2001/L.3)は、付属書の中で、キャパシティビルディングの枠組を設定している。同案は、COP/MOP-1 が、UNFCCC の下でのキャパシティビルディング枠組で、付属書に含まれる枠組に相当するものを支持するとの決定を、採択するよう奨めている。両方の決定草案は、枠組を直ちに実行するものである。

GEF へのガイダンス：この決定草案 (FCCC/CP/2001/L.4/Rev.1)は、GEF が、開発途上締約国、特に LDCs および小島嶼開発途上国(SIDS)へ、資金源を提供しなければならないと述べており、これには第 II 段階の適応活動の実施や、適応計画や評価がいかにプロジェクトに置き換えられるかを示すパイロットプロジェクトまたは実証プロジェクトが含まれる。決定草案は、さらに GEF に対して、開発途上国でのキャパシティビルディング枠組の中で、資金活動の合理的なアプローチを採用するよう求

めている。

技術開発と技術移転：決定草案(FCCC/CP/2001/L.10)は、技術移転に関する専門家グループを確立し、また GEF に対して、決定草案に付随する枠組実施のための特別な気候変化基金を通して、資金的な支援を提供するよう求めている。枠組は、技術移転のための組織的な取り決めを設定し、また専門家グループの役割と構成を設定している。

悪影響：締約国は、UNFCCC4 条 8 項(悪影響)と 4 条 9 項(LDCs)、そして議定書 3 条 14 項(悪影響)についての決定書を分離することで合意した。UNFCCC4 条 8 項および 4 条 9 項の実施に関する決定草案(FCCC/CP/2001/L.12)は、GEF が、情報および方法に関する活動、さらに脆弱性と適応に関する活動を支援するべきであると述べている。同案は、また特別な気候変化基金そして/または適応基金やそのほかの二国間および多国間の資金源が、適応や、疾病および病原媒体動物の改善とモニタリング、そしてキャパシティビルディングに関する活動に、資金を充てなければならぬと規定している。さらに同案は、LDCs での次の行動のための作業プログラム確立を規定している、つまり各国の気候変化事務局で既存のものを強化しまた <新しく> 設置する、交渉技術や用語についての訓練を提供する、そして国内適応行動プログラム(NAPAs)の作成を支援する、という行動である。加えて、本決定書は、LDC 基金の設立を規定する。同決定書は、また特別気候変化基金そしてそのほかの二国間および多国間資金源が、LDCs を支援する活動に資金を充てるべきであると規定する。

議定書 3 条 14 項(FCCC/CP/2001/L.13)に関する決定草案は、付属書 I 締約国が悪影響を最小限にする方向へ進んでいるかどうかの決定を助けるガイドラインを作成すると規定し、また付属書 II 締約国が、化石燃料の輸出や消費に大きく依存する開発途上国での経済の多様化を助けることに、優先度を与えると合意している。

資金供給：UNFCCC の下での資金供給に関する決定草案 (FCCC/CP/2001/L.14)は、GEF および多国間や二国間の資金供給に対し、新規のまたは追加的な資金供給の必要性があり、非付属書 I 締約国に対して予想可能な資金供給が利用可能となるべきであり、また特別気候変化基金が設立されるべきであると述べている。議定書の下での資金供給に関する決定草案(FCCC/CP/2001/L.15)は、適応基金を設立する。

出席者はまた、AIJ に関する SBSTA 結論書 (FCCC/SBSTA/2001/L.15)を採択し、これによると SBSTA は、AIJ に関する第 5 回年次統合報告書に注意を向け、締約国が、パイロットフェーズでの経験についてその見解を

提出するよう求め、また第6回年次統合報告書の提出締切日を、2002年6月17日と決定している。

推敲、完成、および採択のために回された決定草案：s under the BAPA の下での決定草案は、議定書5条、7条、8条、LULUCF、メカニズム、遵守、政策および措置を含めたいくつかの主要問題でのさらなる交渉と完成のため、COP-6パートIIからCOP-7に回された。

議定書5条、7条、8条：議定書実施に関する報告書および情報の検討のガイドラインを設置する、5条、7条、8条担当交渉グループは、COP-7の両方の週を通して会合した。本グループは、7条の下での情報作成のためのガイドライン案や、8条の下での検討のためのガイドライン案のほか、関係するCOP-7やCOP/MOP-1の決定書案について、いくつかの問題を検討した。本グループはまた、5条1項(国内システム)に関するCOP-7およびCOP/MOP-1の決定書案や、5条2項(調整)の技術ガイダンスのさらなる練り上げについて、簡単な再検討を行い、合意に達した。

本グループは、Harald Dovland(ノルウェー)を議長とする。2つの小規模草案作成グループが作られ、定期的に交渉グループに報告が行われた。Helen Plume(ニュージーランド)がLULUCF関連問題担当の草案作成グループの議長を務め、そのほかの全ての問題を取り扱う第二のグループは、Festus Luboyera(南アフリカ)およびNewton Paciornik(ブラジル)が共同議長を務めた。閣僚会合の期間中、閣僚たちは、数件の懸案事項を解決し、11月10日にCOPは、4つの決定書を採択した。次のまとめは、最も対立点のあった議論を統合するものであり、また決定書の概要を示している。

土地利用、土地利用の変化、森林管理：議定書3条3項(新規植林、森林後退、再植林)と3条4項(追加的な活動)に関して、G-77/中国は、7条のガイドラインの中に、締約国がこれら<LULUCF>の活動を報告する上でボン合意に含まれるLULUCF原則をどう考慮に入れているかについて情報提供を求める条項案を、提出した。オーストラリアは、ガイドライン文書案が、合意よりも詳細なものになることへの注意を促し、詳細は、IPCCの良好実践方法ガイダンスで定義されるものとして残されるべきであると強調した。

いくつかの締約国やDovland議長からの妥協案を含めた広範囲な討議の後、5条、7条、8条のガイドラインに係るLULUCFパッケージが、決議のため閣僚会議に回された。これらの交渉においては、温室効果ガス目録情報を報告するとの目的から、各締約国は、LULUCFに関するCOP/MOPの関連決定書に基づく良好実践ガイダンスのいずれかで推敲される3条3項の下で、またもし選択されるなら3条

4項の下で、排出源ごとの人為的な温室効果ガス排出についての情報と、吸収ごとの除去に関する情報を含めることが、全体パッケージの一部として合意された。吸収についての予想値には、特にCOPで合意されたLULUCFに関するIPCCの良好実践ガイダンスやLULUCF原則を考慮し、目録方法がどう適用されたかについての情報を含めるほか、各土地区画と、土地面積が識別可能であることを確認する情報を考慮するとしている。また間接的な人為的影響が要素から取り除かれたかどうか、また3条3項と3条4項のそれぞれの活動において、「1990年以来」条項を含めた議定書での決定特性がどう実証されたかについての情報も提供されなければならない。

メカニズムの有資格性：メカニズムの有資格性の問題について、日本は、メカニズム利用の有資格性回復を検討する速やかな手続きについての文章を提案し、このことが、同国にとり大きな重要性を持つ問題であることを強調した。いくつかの締約国が、問題を考える時間の不足に懸念を表明した。決定書の文章は、多少の改訂の末、合意を見た。

報告の不履行によるメカニズム有資格性の喪失について、締約国は、目録提出の不履行および、特定の附属書A排出源分類での許容値を超えること、が引き金となった有資格性の喪失を含めるといふ、EUのパッケージにつき、合意した。LULUCFについての報告作成に関連し、閣僚たちは、SBSTAに対して、COP・MOP-1決議を推奨するとの見地からLULUCFでの良好実践に関する作業に続いて、附属書A排出源分類に係る分類基準と相似する分類基準で、3条3項や3条4項での活動についての情報提出を怠った場合の分類基準作成を要請した。

補足性：メカニズム利用での補足性に関し、出席者は、そのような情報の提供が強制的なものであるべきかどうかで、意見が一致しなかった。中国は、先進国と開発途上国の間で一人当たり排出量の違いを軽減するとの目的を特定する提案を提出した。米国は、カナダの支持を受けて、ボン合意からの前文を運用上の条項に解釈することに反対した。EUは、関係する途上国のデータ不足を含めた報告作成上の問題を指摘した。閣僚たちは、この条項をはずすとの決定を行い、締約国は、補足性について報告「するものとする(shall)」ことで合意した。しかし、締約国は、報告作成の不履行が、メカニズムの有資格性喪失の引き金とはならないことで合意した。

悪影響：議定書3条14項(悪影響)に関し、Dovland議長は、オプションには、報告書上での問題が、非遵守やメカニズムの有資格性喪失につながるべきかどうかが含まれることを指摘した。日本は他のいくつかの附属書I締約国とともに、3条14項の下での報告が強制的であるとは考えない

こと、そしてメカニズムの有資格性との結びつけは受け入れられないことを指摘し、G-77/中国はこれに反対した。遵守に関する交渉の完結を受けて、また3条14項の実施に関する疑問は促進部で扱われることとなるとの決定を受けて、Dovland 議長は、3条14項に關係する全ての問題についての提案を行い、その中で報告上の問題がメカニズムの有資格性喪失の引き金とはならないとした。日本、オーストラリア、カナダは、3条14項の実施報告における強制的な用語の提案に懸念を表明した。参加者は、提案についての合意に達することができず、問題は閣僚会議まで延期され、閣僚たちは、強制的な報告要求が、メカニズムの有資格性喪失を引き起こすものではないことで合意した。

COP 決定書：COP は、5条1項の下での国内システムへのガイドライン、5条2項の下での良好実践方法ガイダンスと調整、7条についてのガイドラインと8条についてのガイドラインに關係する4つの決定書を採択した。決定書には、COP/MOP-1 決定書案が含まれるほか、付属ガイドライン案のうち5条2項を除外したものが含まれる。

5条1項についての決定書(FCCC/CP/2001/L.18)は：COP/MOP-1 が付属ガイドラインを採択し、また締約国ができるだけ早くこれらを実施して、経験をむとともにも経済移行国のガイドライン実施にあたりこれら締約国を支援することを奨める。

5条2項に關する決定書(FCCC/CP/2001/L.19)は、事務局が、SBSTA-16 に先立って、調整のための方法について技術的なガイダンス案を推薦するためのワークショップを企画するよう求めている。同決定書は、またCOP-9 での検討のため、技術的ガイダンスを完成させるよう求めており、さらにそのようなLULUCF 部門でのガイダンスを、關連するIPCC の作業を受けて、COP-10 での検討のため、作成すると決定している。

7条に關する決定書(FCCC/CP/2001/L.28)は：

LULUCF での良好実践方法に關する作業に続いて、3条3項と3条4項の下での活動に關する情報の提出不履行について、附属書Aの排出源分類に關係する基準と相似する基準作成を、SBSTA に対し求め、

SBSTA-16 が、7条4項(割当量)についてのCOP 決定書を考慮した上で、割当量に關する情報のセクションをさらに練り上げ、また各国の登録簿(決定書の付録に含まれる)に關する情報のセクションをさらに練り上げることとし、さらに

2005 までの実証可能な進展検討の目的で、締約

国が、2006年1月1日までに報告するよう促し、SBSTA-16 でCOP-8 での決議を推薦するとの見地から、問題をさらに検討するよう求めた。

8条決定書(FCCC/CP/2001/L.29)は：

SBSTA-17 で、専門家検討チーム(ERTs)の適性を確保する方法を練り上げるよう求め、また締約国がこの問題に關する見解を提出するよう要請し、

SBSTA-17 がERT 主導の検討者たちのサービス条件を推薦することを求め、また締約国が見解を提出するよう、さらに事務局がこのようなサービスオプションの条件に關する書類作成を作成するよう要請し、

SBSTA-17 に対し秘密データの扱いに關するオプションを検討するよう求め、事務局に対しては他の國際條約機關でのそのような実施の分析を作成するよう求め、締約国にはその見解を提出するよう要請し、

メカニズムの有資格性回復の検討について速やかな手続きがあるべきであると決定し、さらに締約国に対し、この点に關して決定書付録に記載された要素を考慮した上で、見解を提出するよう求め、

SBSTA-16 に対し、割当量および国内登録簿(決定書付録に記載されているとおり)の情報の検討に關するガイドラインのパートIIIとVのさらなる推薦を求めると同時にSBSTA の決定する追加的な問題についても推薦するよう求め、

SBSTA-16 に対し、メカニズムの有資格性復権の手続き、タイミング、報告作成を、7条4項に關する決定を考慮した上で、練り上げるよう求める。

土地利用、土地利用の変化、林業：閣僚会合の期間中、閣僚たちはロシア連邦による提案を検討し、COP はこれを採択した。決定書(FCCC/CP/2001/L.30)によると、ロシア連邦の議定書3条4項に基づく森林管理活動からの割当量は、年度あたり炭素33メガトンの5倍を超えることはないことに、COP は同意する。關連事項について、COP は、3条4項の下での森林管理のための單位に關するクロアチアからの書状に注意を向け、これをSB-16で考慮するよう求めた。

メカニズム：出席者は、10月30日-11月6日にRaúl Estrada-Oyuela(アルゼンチン)とKok Kee Chow(マレーシア)が共同議長を務める交渉グループでの会合を行った。このグループは、ボン合意において、6条(共同実施)、12条(CDM)、

17条(排出量取引)、7条4項(割当量)に関して懸案となっていた政治的なそして技術上の主要問題を検討するため会合した。The crunch issues that cut across modalities and rules for the メカニズムおよび and 7条4項の方法や規則を横断するきしみのある問題には次のものが含まれる：遵守とメカニズムの有資格性の結びつき、目録の報告作成とメカニズムの有資格性、単位の代替性とバンキング、吸収源についての原則と CDM。この交渉グループは、メカニズムの手続きに係る問題についての共同議長ノンペーパーに依存し、これにメカニズムを7条4項での地域グループの立場と統合する新文書案が続いた。11月7-10日では、メカニズムに関する最終的な「パッケージ取引」で合意がなされた11月10日土曜日の朝早くまで未解決なものとして残っていた懸案事項についての取引を仲介するため、広範囲な閣僚レベルでの二国間および多国間交渉が開催された。

共同実施：6条の交渉中、EU、アンブレラグループ、G-77/中国は、下記に関する問題について異なる立場を打ち出した。

ベースラインとモニタリングの基準、

クレジット付与と検証の手続き、

監視委員会の責任、構成、議長および副議長の選出、意志決定、および開発途上締約国からのメンバー参加コスト範囲、

遵守に関する手続きおよびメカニズムに関係した有資格性要件、

プロジェクトの早期開始、これらプロジェクトの2008年時点での排出削減単位(ERUs)の有資格性、

管理コスト。

上記の問題は全て、閣僚たちの検討のため持ち越され、11月7-10日に行われた交渉の間に解決を見た。

クリーンな開発メカニズム：締約国は、閣僚会合以前に、CDM 運用機関のクレジット付与基準について、またSBSTA-16前にCDMの下での新規植林および再植林を含めるための定義と方法の作成に関するEU案について、合意に達していた。しかし、CDMのための有資格性要件に関して登場する相違点では多くの未解決の問題が残っていた。アンブレラグループは、遵守とメカニズム参加の有資格性との間で提案されている結びつきに関し懸念を表明し、またCOP-6パートII報告書の中のとおり、文書に

括弧書きを残すよう求めた。Estrada共同議長は、共同議長の用いた文章がボン合意から直接引用したものであり、閣僚たちの決定は維持されるべきであると述べた。カナダは、COP-6のPronk議長が述べるボン合意での不統一性がメカニズムに関する文章の目的と遵守に関する文章との間の「衝突」であることを強調した。CDMの方法および手続きに関する付属書に関係した問題について、締約国は、認証排出削減単位(CERs)を内部留保アカウントに対し発行するための登録簿要件を検討した。締約国は、7条4項の検討後この文章の問題を再検討できるとの条件で、この文章案を採択した。

メカニズムの原則、特性、範囲についてのCOP決定書案に関し、カナダと日本は、環境上の十全性が、メカニズムについての健全な仕組み、規則および指針、LULUCFを支配する厳格な原則と規則、そして強力な遵守体制を通して達成されるものであることを強調する文章の削除を提案し、EU、G-77/中国、小島嶼諸国連合(AOSIS)はこれに反対した。一定の議論の後、「厳格な(strict)」を「健全かつ強力な(sound and strong)」に置き換えるとの言及つきで原文が保持された。関係するCOP/MOP決定書案の検討で、Chow共同議長は、ボンにおいて、4条の文章を削除する代わりに一部の国に補足性での柔軟性が与えられたとの理解に基づき、メカニズムの利用条件は4条(共同達成)の下で行動する締約国に個別に適用すると規定した条項の削除を提案した。オーストラリア、カナダ、日本は、削除に反対し、特に透明性や良い統治といった広範囲な問題が含まれていると論じた。これらの問題での交渉が行われ、11月7-10日に開かれた協議で閣僚たちにより解決された。

排出量取引：17条の交渉において、締約国は、約束期間リザーブに関係したいくつかの要素で合意に達するを得なかった、これには第一約束期間でのERUsとCERsを考慮するかどうかも含まれる。アンブレラグループは、締約国がその割当量を確立したところで、また約束を達成するための追加期間の満了までは、その締約国の保持分が、求められる約束期間の内部留保分水準を下回ることとなる移転を「行ってはならない(should not)」と述べた。EU、G-77/中国、AOSIS、スイスは、「行わないものとする(shall)」との言葉を用いることを支持した。スイスは、ボン合意の十全性を維持するための強制的な要件の必要性を指摘した。問題は、閣僚たちに回され、11月7-10日に開かれた交渉の間に解決された。

割当量：割当量について、締約国からの提案提出に続いて作成された7条4項の規則およびガイドラインに関する共同議長のノンペーパーが、Murray Ward(ニュージーランド)が議長を務める草案作成グループの締約国により検討された。Estrada共同議長は、ノンペーパーが、除去ユニット

(RMUs)、代替性、バンキング性、繰越、有資格性要件を含めた意見の異なる分野で、受け入れ可能な妥協を図るものであることを強調した。G-77/中国は、ノンペーパーをたたき台に作業をする意思を表明する一方、これを詳細にわたり検討するには時間が不十分であることを指摘した。

11月6日火曜日からは、共同議長が、全ての締約国に受け入れ可能であるメカニズムに関する新しい文書を作成するため、二国間非公式折衝を行った。これらの協議の中で、約束期間リザーブ、取引記録、RMUsを含めたユニットの定義に関係した問題では、進展が報告された。意見の不一致のある重要分野は依然未解決であって、これには、バンキング性、繰越、有資格性要件が含まれた。締約国は、数カ国が文書案に同意していないことを理解した上で、メカニズムに関する共同議長の新規文書を閣僚レベル協議に回すことで合意した。

Philippe Roch 国務長官(スイス)、Valli Moosa大臣(南アフリカ)は、メカニズムグループ共同議長のクロスカッティングノンペーパーについて、11月8日と9日に地域グループとの協議を推進した。11月9日までに締約国は、主要問題を、遵守体制とメカニズムとの関係における有資格性、LULUCF データや目録およびメカニズムについての報告作成、約束期間内部留保分での必要条件、そしてクレジットの繰越、バンキング性、代替性に絞り、アンブレラグループは、共同推進者により作成された可能性あるパッケージ取引を拒否していた。アンブレラグループの立場を一部配慮した妥協策が、11月10日最終的に合意された。

COP 決定書および結論書：メカニズムと7条4項についての最終的なパッケージ取引が11月10日に仲介され、締約国は、メカニズムやメカニズムの原則、特性、範囲に関する作業プログラムについての決定書 (FCCC/CP/2001/L.24) を採択し、<本決定書の中で>特に次のことを決定した：附属書I締約国がメカニズムに参加する有資格性は、議定書5条1項、5条2項、7条1項(目録)、7条4項の下での規則上および報告作成上の必要条件をその国が関連する条項に基づき遵守することに依存しており、また議定書の下での遵守に関する手続きやメカニズムの対象ともなる。さらに、COP は、6条実施のためのガイドライン (FCCC/CP/2001/L.24/Add.1)、クリーンな開発メカニズムのための規則および手続き (FCCC/CP/2001/L.24/Add.2)、排出量取引のための規則とガイドライン (FCCC/CP/2001/L.24/Add.3)も採択した。

また、COP は、7条4項の下での割当量アカウントティング用の規則に関する決定書 (FCCC/CP/2001/L.25)も採択した。本決定書は、SBSTA に対し、COP/MOPの第二回セッションより遅くない時期に取引記録を確立するとの観点にお

いて、国内登録簿、CDM 登録簿、取引記録との間の正確で効率的な交換を確保する目的で、技術基準を開発することを求めており、また各附属書I締約国が、3条7項(割当量)、3条8項(他の温室効果ガスの基準年度)に従っての割当量計算、追加約束期間で有効な ERUs、CERs、割当量単位(AAUs)、除去単位(RMUs)に関する報告書、また附属書I締約国のための、年次および最終的な排出の集約やアカウントティングの発表用報告書を、事務局に提出するものと定めている。

関係するメカニズム問題について、COP-7 は、CDM 理事会も選出した。

遵守：遵守に関する懸案事項は、Tuiloma Neroni Slade(サモア)と Harald Dovland(ノルウェー)の共同議長の下、議定書の下での遵守に関する手続きおよびメカニズムにおける交渉状況についての共同議長ノンペーパーを土台に、密室の草案作成グループおよび交渉グループで議論された。交渉グループは、10月30日と31日、さらに11月6日に会合し、草案作成グループは11月1日から6日で会合した。これに加えて、出席者は、これらの問題のいくつかを取り上げるため、また Everton Vargas(ブラジル)が進める COP-7 決定書案についての協議のため、地域グループ間の一連の二国間非公式折衝で会合した。11月6日には、EU とアンブレラグループ間でのパッケージ取引が、全締約国間で達成されるべき一般協定の土台を形作った。同日遅くには、プレナリーに対し、共同議長から成功達成が報告された。議定書の下での遵守に関する手続きおよびメカニズムを含む付属書を含めた決定書が、11月9日に COP により採択された。

次の概要は、出席者が直面しなければならなかった最も対立点のある問題、つまり COP 決定書および EU とアンブレラグループ間で行われたパッケージ取引に焦点を絞って、遵守交渉をまとめたものである。

COP 決定書に関する議論は、執行部により適用される結果の法的な特性における締約国間の意見の不一致を反映していた。G-77/中国にとり、ボンでの閣僚たちは拘束力のある結果で合意していたのであり、COP/MOP-1 にまで延期された唯一の問題は採択の方法であった。EU は、閣僚レベルで意見が一致していたのは、全締約国に適用可能な拘束力のある遵守システムの必要性であり、拘束力のある結果の必要性であった。未定で残されており、COP/MOP-1 に延期されたものとは、結果が国際法上締約国に対し法的拘束力のあるものであるかどうかであり、これは、議定書締約国により選択される採択の方法に依存する。カナダはオーストラリアおよびロシア連邦と共に、法的拘束力のある結果の問題が COP/MOP-1 に延期されたと述べた。共同

議長案に対するいくつかの改訂文書が、EU およびアンブレラグループにより提出され、草案作成グループそして非公式折衝で議論された。バルガスが提案した妥協文書で、11月6日に合意されたものには、「遵守に関係する手続きおよびメカニズムの法的な様式について決定するのはCOP/MOPの特権であることを指摘し」との前文条項が含まれる。

EU とアンブレラグループ間で行われたパッケージ取引の要素は、4つの問題に焦点を当てていた：締約国間の誘発、上告、有資格性の回復、そして遵守行動計画である。メカニズム利用についての有資格性回復につながるプロセスの必要性は、日本により、執行部権限の範囲内とその速やかな処理手続きに関する規定の両方において、主唱された。遵守に関係する手続きとメカニズムで合意された文章は、有資格性回復の可能性につながる2つのプロセスを示している。第一<のプロセス>は、有資格性要件の達成を欠くことで、有資格性が停止された場合に関わる。第二は、締約国がその割当量を超えたことから、17条の下での移動を行う有資格性の停止を生むこととなった場合に関わる。採取的な取引では、両方のプロセスが、ERTの報告書を通して、また関係する締約国により直接的に誘起可能であると、合意された。

一つの締約国から別な締約国に関して提出される実施の疑問を遵守委員会で受理する可能性は、G-77/中国とEUが支持し、オーストラリアとロシア連邦が反対した。これら諸国が打ち出した議論は、締約国から締約国への誘発が締約国間同士に裂け目を生じる可能性、あるいは一つの締約国がやがて別な目的で利用することになる可能性があること、さらにはERTの報告書が十分な告発プロセスを提供することであった。パッケージ取引では、締約国は、締約国間での告発を維持することで合意した。

提案された上告に関する文書の一つの要素について、オーストラリアは反対し、上告が行われないなら執行部の決定を有効とすることを提案した。その一方、EUは、決定を上告の結果を待って保留とする提案を行った。締約国は、執行部の決定はどちらも、上告に関する決定を待って保留とすること、また決定に対する上告が45日後でも行われていない場合には、その決定を有効とすることを条件とした文書で合意に達した。

執行部により適用される結果のセクション、特に5条1項、5条2項、7条1項、7条4項の非遵守の場合における遵守行動計画作成に関係するセクションもまた、EU-アンブレラグループパッケージ取引の一要素を構成するものであった。日本は、遵守行動計画の概念における困難を表明し、一方カナダは、執行部により「さらなる結果」が決定され

る可能性があるとした文章について懸念を有していると述べた。パッケージ取引は、締約国に対し、遵守行動計画提出の締め切りに関して、また進展報告提出のタイミングに関して、より大きな柔軟性を与えるものであり、執行部によるさらなる結果が決定される可能性を提供するものではもはやない。

COP-7で議論されたその他の対立点のある問題に関して、締約国は次のことを決定した：

3条14項(悪影響)に関係する実施での疑問点、およびメカニズム利用の補正性が促進部の権限範囲内に入ることに；

遵守委員会は、EITs 諸国および、他のどの締約国とも同様、資金援助や技術援助の促進で便益を得る可能性のある国に対し、いかなる「柔軟性の程度」も計算に入れるものとする。

促進部はその責任を行使する上で、共通するが異なる責任およびそれぞれの能力を考慮するほか、直面する事例の状況も考慮することとする。

執行部による聴聞は、公開のものとし、執行部または促進部が公開されるものと判断する情報は、当該部により別な決定がなされない限り、公開するものとする。

約束達成のための追加期間の長さは100日である。

議定書の下での遵守に関係した手続きおよびメカニズムに関する付属書を含めた決定書が、11月9日のプレナリーで採択された。

COP 決定書：決定書(FCCC/CP/2001/L.21)は

遵守に関係する手続きおよびメカニズムの法的な形式を決定するのは、COP/MOPの特権であることを指摘し、

本書に付属する遵守に関係した手続きとメカニズムを採択し、

COP/MOP-1が、18条の見地から、これら決定書を採択することを勧める。

付属書は次の規定を提供する：

遵守委員会を設立し、促進部および執行部を通

して機能させ、

促進部は、資金援助や技術援助の促進を通して、または提案の作成によって、いかなる締約国にも助言ややりやすさを提供する責任があり、

執行部は、附属書 I 締約国が、3 条 1 項(割当量)を、また 5 条 1 項、5 条 2 項、7 条 1 項、7 条 2 項の下での規則上要件と報告要件、さらにメカニズムの有資格性要件を、遵守しているかどうか決定する責任がある。

執行部により適用される結果に含まれるものは、非遵守の宣言、遵守行動計画の提出、第二約束期間での締約国の割当量から排出過剰量の 1.3 倍に等しいトン数を削減、メカニズム利用の有資格性停止、である。

政策および措置：10 月 30 日の SBSTA 会議で、Dovland 議長は、政策措置に関連する最近のワークショップに注目し、この問題での綿密な議論を SBSTA-16 まで延ばすことを提案し、同議長が結論書案を作成すると述べた。

11 月 6 日に、結論書が SBSTA に提出された。サウジアラビアは、締約国が、ワークショップに関する、また政策措置での作業を進めるためのさらなる行動に関する、意見を検討しその見解を提出するよう要請する条項の削除を主張したが、スイス、中央アフリカ共和国、カナダはこれに反対した。議論の後、Dovland 議長の提案する結論書が承認されて COP に送られ、COP は、これら結論書を 11 月 10 日の COP 最後のプレナリーにおいて採択した。

結論書：結論書 (FCCC/CP/2001/5/Add.2)の中で、SBSTA は、最近の政策措置に関するワークショップに注目し、SBSTA-16 において問題の更なる検討を行うと決定し、締約国からこの点に関しての見解を提出するよう要請し、事務局に対しては SBSTA-17 での検討のため締約国の国別報告書から政策措置に関する情報をまとめるよう求めた。

持続可能な開発に関する世界サミットへの報告

この問題についての非公式折衝は、Bo Kjellén 大使(スウェーデン)により進められ、会期中を通して行われた。11 月 2 日に、COP プレナリーへの出席者が強調したことは、共通するが異なる責任の原則、持続可能な開発の「3 本柱」の重要性、UNFCCC や砂漠化防止会議(CCD)および生物多様性条約(CBD)とのつながり、WSSD が提供する 1992 年の UNCED 以降の進展検討の機会、であった。WSSD への COP の貢献についての議論要素を含むペーパーが、同日後刻に配布された。閣僚会合の期間中、マラケシュ閣僚宣言案の協議が、Valli Mossa 大臣(南アフリカ)と Philippe Roch 大臣

(スイス)により進められた。マラケシュ閣僚宣言の文書は、11 月 8 日に COP-7 で合意される世界的なパッケージ取引の 4 要素の一つとして提出された。全ての地域グループが、この提案に合意したことが報告され、この提案は、COP により 11 月 10 日に採択された。

マラケシュ宣言：マラケシュ閣僚宣言(FCCC/CP/2001/L.27)の中で、閣僚たちと他の代表団の長は、特に：

議定書の時機を得た発効への道を切り開いたマラケシュ協定を歓迎し、

UNFCCC、CCD、CBD の間の相互作用は引き続き探求されるべきであると認識し、

キャパシティビルディングの重要性に力点を置き、

気候変化とその悪影響は、全てのレベルでの協力を通して解決されるべきであることを強調し、

条約を実施するための全締約国の努力を歓迎。

IPCC の第三次評価報告書

10 月 29 日の SBSTA 会議において、IPCC 議長の Bob Watson は、第三次評価報告書 (TAR)の統合報告書を提出し、出席者は TAR が SBSTA の将来の作業に与える意味合いを検討した。EU は、日本、カナダ、マレーシア、AOSIS、ノルウェー、スイス、オーストラリアの支持を得て、TAR が SBSTA の作業に持つ意味合いについてのワークショップ開催を提案したが、サウジアラビアはこれに反対した。サウジアラビアと G-77/中国は、途上国科学者の参加や、英語以外の言語の文献を組み入れることに力点を置いた。Dovland 議長は、Halldor Thorgeirsson(アイスランド)に対して、TAR に関する決定草案についての非公式折衝を行うよう要請した。

11 月 6 日火曜日に、Thorgeirsson は、締約国の大きなグループが TAR のフォローアップについて段階を踏むことを支持している一方、出席者は、提案された結論書案に関する意見の一致を見ることができなかったと報告した。サウジアラビアとクウェートは、SBSTA-16 まで問題を延期する提案を行った。追加の非公式折衝の後、妥協文書が合意され、SBSTA により採択された。TAR の「意味合い」を評価するとの言及は削除され、TAR に関して提案されたワークショップの範囲は、「科学的不確実性」と「措置への影響」についての言及を含めるよう改められた。決定書は 11 月 9 日金曜日の COP プレナリーで採択された。

COP 決定書：本決定書(FCCC/SBSTA/2001/L.17/Add.1)の中で、COP は、第四次評価報告書の作成を含めた IPCC の作業継続を奨励し、締約国が TAR 中の情報を全面的に利用することを薦めた。同書は、締約国に対し、IPCC への資金援助提供を継続し、またより多くの途上国専門家による IPCC の活動への参加を可能にする IPCC 信託基金への寄贈を求めた。

GEF の報告

地球環境ファシリティーが COP-7 のために作成した報告書は、COP により SBI にゆだねられ、SBI は、この問題を 10 月 30 日に始めて取り上げた。この報告書に関する SBI でのコメントとして、G-77/中国は、プロジェクトの承認と資金の入手可能性との間の時間の長さ、為替の変動の影響、プログラムを支えるための適切な資金提供の必要性について、懸念を強調した。結論書案がその後 SBI の John Ashe 議長により作成された。11 月 6 日に、SBI はこれらの結論書案を承認してこれらを COP に回し、COP はこれら文書を 11 月 9 日金曜日の夜に採択した。

結論書：SBI 議長の結論書(FCCC/SBI/2001/L.7)は、GEF 報告書に注目し、GEF に対してプロジェクトの承認と資金の支払いとの間の期間を短縮するため、手続きを効率化するように求めた。結論書は、GEF に対し、第二次国別報告書のための非附属書 I 締約国への資金支援、IPCC 第三次評価報告書の普及と UNFCCC 条 6 条(教育・訓練・啓発)の実施への資金支援を求めた。加えて、結論書は、非附属書 I 報告書の作成での GEF 支援の適切性に関する一部締約国の懸念も指摘した。

UNFCCC 附属書 I と II のリスト改正提案

トルコによる提案：COP-6 パート I でトルコにより提出された同国の名前を条約附属書 II のリストから外すという提案は、SBI での検討の後、11 月 9 日に COP プレナリーで採択された。決定書(FCCC/SBI/2001/L.8)は、UNFCCC 附属書 II のリストに対する本改正の発効が、16 条 3 項(付属書採択の発効)に基づく UNFCCC 付属書発効の手続きと同じ手続きの対象となることを指摘し、締約国に対して、締約国となった後 UNFCCC 附属書 I に含まれる他の締約国とは異なった状況に置かれたトルコの特別な状況を認識するように要請した。

カザフスタンによる提案：カザフスタンによる同国の名前を附属書 I のリストに加えるとの提案は、SBI で取り上げられ、11 月 9 日に COP により採択された。結論書は、UNFCCC 4 条 2 項(a)および(b)(政策および措置)に従い、カ

ザフスタンが同国による議定書の批准と議定書発効の時点で、議定書に対する附属書 I 締約国となると指摘する。結論書はまた、議定書の附属書 B の下での制限または削減の数量約束を決定する目的で交渉に携わるカザフスタンの利益も指摘し、さらに UNFCCC の目的においては、同国が附属書 I に含まれない締約国であり続けることを認識する。

国別報告書

附属書 I 報告書：この議題項目の下では、3 つの副議題が取り扱われた：国別報告書の検討におけるガイドライン作成の実用可能性、第三次国別報告書・専門家査読と専門家名簿、附属書 I 締約国での温室効果ガス目録の報告作成と検討、である。

国別報告書の検討に対するガイドライン作成の実施可能性：出席者は、この問題を第三回国別報告書の検討後考えるという SBI Ashe 議長による提案に合意した。結論書が採択され、SBI 報告書(FCCC/SBI/2001/L.2)に含まれた。結論書は、第三回国別報告書作成における情報交換に関するワークショップに注目し、SBI は将来のセッションでこの問題に立ち戻るだろうと指摘する。

第三回国別報告書に関する専門家査読とその名簿：Ashe 議長は、これらの連絡が 2001 年 11 月 30 日締め切りであることを指摘した。11 月 9 日に COP により採択された決定書(FCCC/SBI/2001/L.5)は、事務局に対し、COP-8 で国別報告書の集約と統合を作成するように求めた。

附属書 I 締約国の温室効果ガス目録の報告作成と検討：SBSTA は、附属書 I 締約国目録の問題を 10 月 30 日に取り上げた。Dovland 議長は、IPCC の良好実践ガイダンスを用いた温室効果ガス目録作成での経験談提出という SBSTA-12 の附属書 I に対する要請を想起した。目録検討専門家会議が 2001 年 12 月に行われることに注目し、同議長は、経験の評価を SBSTA-16 まで延期するとの提案を行った。この問題についての決定書(FCCC/SBSTA/2001/L.9/Add.1)は、11 月 9 日金曜日に COP により採択された。決定書の中で、COP は、温室効果ガス目録の技術的な検討に関するガイドラインの改正を SBSTA-16 での考察のため延期し、その評価の試験期間を COP-8 まで延長している。

非附属書 I 報告：非附属書 I 報告書に関して、締約国は、初期報告書の第三回編集と統合、専門家諮問グループ(CGE)の報告、資金援助と技術援助の提供、を検討した。この問題について、3 つの決定書と一つの結論書のセットが SBI と COP により採択された。資金援助と技術援助の

提供に関する結論書は、SBI だけで検討され、SBI セクションでまとめられる。

国別報告書：この議題項目に関する決定書は、SBI により 11 月 8 日に、COP により 11 月 9 日に採択された。非附属書 I 締約国からの初期国別報告書の第三回編集と統合に関する決定書 (FCCC/SBI/2001/L.4) は、事務局に対し、COP-8 用に第 4 回の編集と統合報告書を作成するよう求めており、非附属書 I 締約国は UNFCCC 4 条 1 項(情報の送付)の下での約束を果たしていると結論付け、国別報告書作成中に遭遇した制約や限度を指摘している。

専門家諮問グループ：この問題に関する 2 つの決定草案と一つの結論書草案のセットは、Emily Ojoo-Massawa (ケニヤ) が議長を務めるコンタクトグループ、そして非公式折衝で検討された。SBI でのこれらの承認に続き、3 つの文書全てが、11 月 9 日に COP により採択された。

この問題での第一回 SBI 討議の中で、米国は、CGE からの推薦案を UNFCCC 報告作成ガイドライン改善の土台として考えるよう提案した。CGE の報告書について、カナダはオーストラリアとともに、この報告書と COP-6 パート II 資金提供パッケージとの間に重複がある可能性を指摘し、これらを調和させるよう提案した。EU とオーストラリアは、この報告書がガイドライン改訂を始めるための確かな基礎を提供すると述べ、マレーシア、中国、アルゼンチンはこれに反対した。SBI Ashe 議長は、この問題が、資金援助と技術援助の提供と共に、コンタクトグループでのさらなる検討をされると述べた。

コンタクトグループでは、締約国は、CGE の委託権限、特に LDCs に関する文書での委託権限について議論した。いくつかの LDCs は、CGE が LDC NAPA プロセスを扱う権限を持たないと指摘した。EU は、国別報告書作成と NAPAs とのプロセス間のつながりを強調した。LDCs に言及する文章は括弧書きとされ、LDC 問題を議論しているグループの中でつながりに関し LDCs と CGE 間で合意に達するまで残されることとなった。

CGE の構成について、G-77/中国は、新しい委託権限書で提案されている欧州の非附属書 I 締約国からの専門家の排除を求めた。EU、スイス、オーストラリアは、当初の構成を支持し、スイスとオーストラリアは、委託権限をこれ以上検討する必要はないと述べた。

非附属書 I 報告書の作成に関するガイドラインの改善について、いくつかの締約国は、現在の委託権限の延長を支持したが、意見の一致にはいたらなかった。出席者は、長時間にわたり 3 つの問題のタイミングについて検討した：ガ

イドラインの改善と採択、改善ガイドライン案の作成とこれに関して開かれるワークショップ、そしてガイドライン案に対する締約国提案の事務局への提出である。ウガンダは LDCs を代表して、COP-10 での改善ガイドライン採択を支持したが、G-77/中国は COP-9 を希望した。米国は、オーストラリアと共に、COP-8 でこれを行うことを支持し、これを COP-7 で予定した関連する COP-5 決定書を強調し、これを一年以上延期するのは受け入れられないと主張した。締約国は、COP-8 での改良ガイドライン採択、SB-16 に先立ってのワークショップ開催、これらガイドラインについての締約国提案を SBI-17 での検討のため 2002 年 8 月 5 日までに提出することで合意した。米国は、LDC でない開発途上締約国の国別報告書提出頻度に関して COP-7 で決定することを、支持しなかった。

委託権限について、参加者は次のことを議論した：国別報告書検討のための締め切り期限、事務局による集約および統合報告書への組み入れ、ワークショップ開催の回数、そしてこれらワークショップへ招待する専門家の人数。ワークショップの日程と、CGE 委託権限の検討に関して、G-77/中国は、2002 年での 2 回のワークショップ開催と委託権限の COP-8 での検討を提案し、これに出席者も合意した。

CGE 決定書および結論書：CGE 報告書に関する結論書 (FCCC/SBI/2001/CRP.4) は、CGE の優れた成果を指摘し、2 つの決定草案を提起し、これらは COP により採択された。

CGE の報告書に関する非附属書 I 締約国からの報告書関係以外の問題についての決定書 (FCCC/CP/2001/L.20) は、下記のことを述べている：国別報告書作成のためのガイドライン検討プロセスは、COP-8 でこれらを改善するとの見地から継続されるべきである；ガイドラインの改善は、第 3 回の集約・統合報告書、国別報告書、CGE による提案に含まれるガイドラインの利用に関する情報を、考慮に入れることとする。同決定書はまた、事務局が国別報告書作成に関するガイドラインを作成することを決定し、締約国には 2002 年 8 月 5 日までにこの問題に関する提案の提出を要請し、事務局に対し SB-17 での検討のため締約国の見解についての情報文書作成するよう求めている。

CGE に関する決定書 (FCCC/SBI/2001/L.10/Rev.1) は、適応に関係する問題について連携を確立するため、CGE の少なくとも 1 名のメンバーが LDCs からのものであること、また付属書 II 締約国からの CGE メンバーのうち少なくとも 1 名は LDC 専門家グループのメンバーでもあること、さらに CGE は 2002 年に 2 回のワークショップを行うこと、事務局は 2002 年中に CGE 会議と背中合わせで LDC 専門家グループの会議を企画すること、CGE の委託権限は COP-8 で検討されること、と述べている。

2002-2003 年の 2 年間に関するプログラム予算

この問題は COP により SBI に委託され、SBI はこの問題を最初 10 月 29 日月曜日に取り上げた。UNFCCC 事務局長の Cutajar から、SB-14 での 2002-2003 年度予算 3280 万米ドルという SBI 提案を受けて作成された改訂 UNFCCC プログラム予算が、提出された。決定草案に関して協議がもたれ、締約国に対し CDM の「速やかな開始」に係る活動を支えるため 650 万米ドルではなく 680 万米ドル単位の寄付を行うよう要請する修正をつけて、SBI により 11 月 8 日に、また COP により 11 月 9 日に採択された。決定書 (FCCC/CP/2001/L.3) は 32,837,100 米ドルのプログラム予算を承認し、会議用として 5,661,800 米ドルの臨時予算を承認している。

そのほかの問題

中央アジア、コーカサス、アルバニア、モルドバ諸国グループ (CAC&M グループ) からのこれら諸国の条約上の立場に関する書状：CAC&M グループは開発途上国に係る COP-6 および COP-7 決定書がこのグループのメンバー国にも適用されるべきであると考えたと述べたこの書状に基づく本議題は、10 月 29 日月曜日に COP により取り上げられ、非公式折衝に回された。11 月 2 日金曜日に COP は、SBI-16 でこの要請のさらなる検討を行い COP に提案をするよう求めた決定書 (FCCC/CP/2001/L.17) を、採択した。

女性の参加：11 月 9 日金曜日に COP は、UNFCCC およびその議定書の下で設置される機関での締約国代表に関し女性の参加を改善するとの COP-7 議長 Elyazghi 提案の決定草案 (FCCC/CP/2001/L.22) を採択した。決定書は、UNFCCC とその議定書の下で設立されるどの機関の選出ポストについても締約国が女性の指名を積極的に考慮するよう求めており、事務局に対しては議定書の下で設立されたどの機関のどの選出ポストであっても空席が生じたときはいつでもこの決定に締約国の関心と呼ぶようにすることを要請し、さらに UNFCCC と議定書の下で設立された選出ポストのある各機関の性別構成に関して事務局で情報を保持し、空席が起きたときはいつでもこの情報に締約国の注意を向けるよう求めた。

補助機関報告書

UNFCCC の補助機関は、10 月 29 日から 11 月 9 日にかけてその第 15 回セッションで会合した。10 月 29 日月曜日には、実施のための補助機関 (SBI) と科学的・技術的助言のための補助機関 (SBSTA) が、別々に会合し、それぞれの議題の大半を取り上げることでその作業を開始した。これらの

会議に続いて、翌週にかけていくつかの非公式折衝が行われ、11 月 6 日火曜日および 11 月 8 日木曜日での 2 つの保持機関の会議で採択された決定書案を生むこととなった。取り上げられた問題に含まれるのは、SBI の場合 2002-2003 年度のプログラム予算と国別報告書であり、SBSTA の場合は、方法上の問題、技術移転、教育・啓発・訓練であった。SBSTA は、本セッションでの報告書 (FCCC/SBSTA/2001/L.6) を 11 月 6 日に採択し、SBI は 11 月 8 にその報告書 (FCCC/SBI/2001/L.2) を採択した。次のセクションは、COP が特に取り上げなかった、あるいは異なる決定を行った問題で、これら 2 つの機関の取り上げた問題をまとめている。

科学的・技術的助言のための補助機関 (SBSTA) : Harald Dovland (ノルウェー) が議長を務める SBSTA の第 15 回セッションは、10 月 29 日から 11 月 6 日で 5 回会合を行った。10 月 29 日に出席者は、議題を採択し、またその作業の企画で合意した。11 月 6 日に出席者は、協議の上で Philip Weech (バハマ) を SBSTA 副議長に、Tatyana Ososkova (ウズベキスタン) を SBSTA Rapporteur (司会 調整役) に選出した。

COP プレナリーの期間中 11 月 9 日に Dovland 議長は、SBSTA-15 での作業について報告した。同議長は、SBSTA が採択した結論書案で扱われた問題をリストし、COP での検討のため、SBSTA-15 報告書案 (FCCC/SBSTA/2001/L.6) と SBSTA-14 報告書 (FCCC/SBSTA/2001/L.2) を提出した。

方法上の問題：バンカー油：この問題は 10 月 30 日火曜日に検討された。EU は国際的な航空輸送からの温室効果ガス排出増加に関する懸念を再度主張し、排出割当方法についての議定書と合致するガイドラインを呼びかけた。同代表は国際海事機関 (International Maritime Organization : IMO) に対し、排出削減活動について作業を行うよう求めた。スイスは、国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization : ICAO) の委員会が、排出削減ガイドラインについて引き続きイニシアティブをとることを提案した。G-77/中国は、この作業が、附属書 I 締約国は航空および海上輸送用バンカー油からの排出を制限することと規定した議定書 2 条 2 項の枠組の中で、ICAO と IMO を通して行うことを提案した。この問題での非公式折衝が、José Romero (スイス) により召集された。11 月 6 日に Romero 氏は、全面的な合意に達したことを報告した。

結論書 (FCCC/SBSTA/2001/L.11) は、問題の側面を報告した IPCC のプレゼンテーションと、環境保護の政策および実施方法に関する ICAO の決議について、感謝を持って関心を寄せた。同結論書はまた、事務局に対し ICAO および IMO との協力を継続するよう求め、さらに ICAO や IMO、事務

局に対し、データの報告の質と一貫性を改善する機会を探るよう求めた。

影響と適応を評価する方法およびツール：これらの問題は、10月30日に検討された。カナダは、統合評価に関する地域ワークショップに影響および適応の検討を含めるよう、提案した。マレーシアとタイは、先進国と開発途上国との間での共同研究プロジェクトを提案した。これらの問題は Pierre Giroux (カナダ) と Martha Yvette Munguia de Aguilar (エルサルバドル) が召集した非公式折衝で取り上げられた。11月6日に結論書が採択された。

結論書(FCCC/SBSTA/2001/L.10)は、最近のワークショップと締約国からの提出に注意を向け、影響と適応を評価する方法の開発についてより科学的な作業を行う必要性を指摘し、事務局に対して他の国連機関や組織と協議して SBSTA-17 に先立ちワークショップを開催するよう求めた。

LULUCF 部門での良好実践方法ガイダンスの開発その他の情報：この問題は、10月30日に検討された。IPCC Bob Watson 議長は、IPCC の将来について概要を述べ、IPCC の各国温室効果ガス目録プログラムの下での LULUCF 作業計画に焦点を当てた。EU はインドネシアの支持を得て、SBSTA が LULUCF に関する CDM 法規則についての IPCC での作業に関わる委託権限書を今会期中に作成することを提案した。米国、ロシア連邦、カナダ、オーストラリアは、LULUCF に関する決定草案がまだ最終的なものとなっていないことを警告した。ツバルは AOSIS を代表し、IPCC にさらなるガイダンスを与える前に、議定書 5 条、7 条、8 条に関する問題を解決する必要があると強調し、より広範囲な協議を支持した。この問題は、Margaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)と Audun Rosland(ノルウェー)の召集した非公式折衝で検討された。SBSTA は 11月6日に結論書を採択した。

本結論書 (FCCC/SBSTA/2001/L.12)の中で SBSTA は：

LULUCF に関する IPCC の作業の進展を指摘し、

良好実践方法ガイダンスに関する作業プログラムで、7 条に関する COP/MOP-1 決定書案に示す特定要件を含めた議定書の目的のための別なセクションを持つ、IPCC の作業プログラム案を歓迎し、

土地面積の一貫した表示を考える IPCC の計画に注意を向け、

この点で直接の人為的劣化の定義を作成し、目録作成および報告作成のための方法上のオプションを開

発する IPCC スコーピングペーパー案に関心を寄せ、

提案されている、間接的な人為的および自然の影響と過去の行動の影響を原因とする変化から直接の人為的な炭素貯蔵量を割り出す方法の開発に関する IPCC の スコーピングペーパーに注意を向け、

FAQ、IPCC および国際森林研究センターが森林関連の定義について企画しているワークショップを歓迎し、

IPCC に対しその次回セッションでの作業の進展について報告するよう求める。

森林収穫と林産品からの排出に関する問題：この問題は、10月30日の SBSTA 会議で検討された。EU は、AOSIS、中国、サウジアラビアの支持を得て、第一約束期間に収穫された林産品(HWP)を含めることに反対した。ニュージーランドは、技術的な方法の開発において進展が遅いことを指摘し、日本、カナダ、マレーシアの支持を得て、さらなる技術的な検討を提案した。この問題を、LULUCF についての良好実践方法ガイダンスやその他の情報に関する非公式協議で検討することで合意がなされた。11月6日に、SBSTA は結論書を採択した。

その結論書 (FCCC/SBSTA/2001/L.12)で SBSTA は：

HWP をその良好実践方法ガイダンスの作成に含めるとの IPCC の意図を指摘し、

関心ある締約国による HWP についてのさらなる研究を奨励し、

締約国が SBSTA-18 での検討のため提出を行うよう求め、

事務局に対し HWP のアカウントングについてテクニカルペーパーを作成するよう要請し、

この問題を SBSTA-20 と SBSTA-21 でさらに検討することを決定した。

関連国際機関との協力：この問題は、10月30日火曜日に検討された。グローバル気候観測システム (GCOS) は、その地域ワークショッププログラムについて、また観測システムの適切性の第二次評価という提案について報告した。いくつかの締約国が、ネットワークの退化について懸念を表明した。この問題に関する非公式のコンタクトグループは Sue Barrell(オーストラリア)と Sok Appadu(モーリシャ

ス)の呼びかけで会合し、関連する結論書案で合意に達した。

他の多国間環境条約との協力において、IPCCは気候変化と、生物多様性、砂漠化の間の相互のつながりに関するIPCCのテクニカルペーパーと、千年紀生態系評価(Millennium Ecosystem Assessment)と気候変化プロセスとの関連性について報告した。またCBD、CCD、湿地に関するラムサール条約、世界保健機関からも、プレゼンテーションが行われた。続いての議論の中で、締約国は、条約同士の協力促進、その協力の国内レベルでの強化、そして国際的な環境統治プロセスの促進を強調した。非公式折衝が、Jimena Nieto Carrasco(コロンビア)とIan Carruthers(オーストラリア)の呼びかけで会合し、関連する結論書案で合意に達した。

SBSTA 結論書：11月6日に採択されたこれらの結論書(FCCC/SBSTA/2001/L.14)には、科学機関や他の条約および国連機関との協力に関するセクションも含まれる。科学機関との協力の下、SBSTAは、GCOSのステートメントを歓迎し、GCOSがグローバルな観測システムの退化を引き続き考えるよう奨めた。SBSTAは、さらにキャパシティビルディングのニーズを明らかにするための地域ワークショップの開催を指摘し、GCOSに対しさらなるワークショップを進めるよう奨励した。

他の条約との協力において、SBSTAは、CBDとCCDとの協力強化の必要性を再確認し、気候変化と生物多様性および砂漠化の間の相互関係に関して作成されたIPCCテクニカルペーパーへの感謝を示し、ラムサール条約との協力を歓迎する。SBSTAは、共同連携グループに対し、3つの条約の作業プログラムと運営に関する情報を集め、SBSTA-18に先立つ共同ワークショップの開催の可能性を検討するよう求める。

国連機関との協力において、SBSTAは、気候変化に関するWHOの作業への感謝を示し、同機関がSBSTA-16でさらなる情報を入手可能にするよう求める。

条約6条：教育・訓練・啓発：出席者は、この問題を10月31日水曜日に検討した。マレーシアと中国は、具体的な実施作業プログラムの重要性を強調した。米国は、活動の優先性と作業プログラムの設定に関するワークショップの開催を提案した。セネガルと中央アフリカ共和国は、気候変化の日を呼びかけた。中国は、各締約国がIPCC TARに関する一般の認識を促進することに焦点を当てるべきであると提案し、モーリシャスは、6条の実施が先進国と開発途上国の両方の草の根レベルで行われるべきであると述べた。Teresa Fogelberg(The オランダ)とGladys Kenabetsho Ramothwa(ボツワナ)の呼びかけで非公式折衝

がもたれた。SBSTAは11月6日に結論書を採択した。

SBSTA 結論書：これらの結論書で(FCCC/SBSTA/2001/L.13) SBSTAは：

この分野での作業の重要性を強く確認し、締約国が資金を寄贈するよう呼びかけ、

事務局に対し、費用効果の高い情報の普及を促進し、資料センターとして新しいホームページを作成するよう求め、

事務局が、付属書として委託権限を付けた6条活動に関する作業プログラムを作成するためのワークショップを企画するよう求め、

TARの結果を普及させる必要性を認識し、

事務局に対し、付属書I締約国の国別報告書に基づき6条実施に関してSBSTA-17での検討のため報告するよう要請し、

国連気候変化の日が認識を深める役割をする可能性を指摘する。

そのほかの項目：よりクリーンでより温室効果ガスの排出が少ないエネルギーについての提案：10月31日に、幾人かの出席者は、カナダの提案する、「よりクリーンで温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの取引」に関する最近のカルガリでの会議をフォローするワークショップの開催を、支持した。この問題は、Mohammad Barkindo(ナイジェリア)の呼びかけた非公式折衝にゆだねられた。SBSTAは、11月6日に結論書を採択した。その結論書(FCCC/SBSTA/2001/L.19)の中で、SBSTAは、事務局に対しこの問題でのワークショップをできればSBSTA-16より前に企画するよう求め、ワークショップを主催するとのカナダの申し入れを指摘し、締約国にこれに関する見解を提出するよう求めている。

条約4条6項におけるクロアチアの特種事情：On 10月31日に、クロアチアは、UNFCCC4条6項(EITsに関する柔軟性)の活用を重要性を強調した。11月6日火曜日にSBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2001/L.8)を採択し、その文書でSBSTAは、締約国に対しこの問題についての見解を2002年2月15日までに送付するよう求め、事務局に対しては、クロアチアの国別報告書を検討するよう要請し、この問題をSBSTAの第16回セッションでさらに検討することを決定している。

ハイドロフルオロカーボンとパーフルオロカーボンに
関係する問題：この問題は、10月31日に検討され、その席
でEUは、これがSBSTA-16での独立した議題であるべき
だと提案した。Dovland議長は、非公式折衝を基にした結
論書の作成を行った。11月6日にSBSTAはこの問題に関
する結論書を採択した。これらは、附属書I締約国のみが
そのような排出を制限する方法に関する情報を最新のもの
とするよう勧められるべきであるとの中国の提案を規
定するため、修正された。

これらの結論書(FCCC/SBSTA/2001/L.16)の中で、SBSTAは
COP-5決定書を想起し、附属書I締約国と他の関連組織に
対し、排出制限の方法や手法についての情報を最新のもの
とするよう要請し、COP-5決定書で指摘されている情報分
野についての締約国の見解を求め、この問題をSBSTA-16
でさらに検討すると決定している。

実施に関する補助機関(SBI)：SBIの第15回セッションは
John Ashe(アンティグア・バーブーダ)を議長とする4回の
プレナリー会議で会合し、その最初の会議で議題書
(FCCC/SBI/2001/10)を採択した。出席者はDaniela
Stoytcheva(ブルガリア)をSBI副議長に、Emily
Ojoo-Massawa(ケニア)をSBI調整役に選出した。SBIは、
いくつかの問題をコンタクトグループと非公式折衝に、さ
らにはCOPにゆだねた。

LDCs関係する問題：この問題は、10月29日月曜日にSBI
により取り上げられ、Sibusiso Gamede(南アフリカ)が議長
を務めるコンタクトグループに委託された。このグループ
の交渉と、草案作成グループでの交渉は、3つの決定草案
と一連の決定書案を生む結果となり、SBIにより11月8日
に、そしてCOPにより11月10日に採択された。出席者は、
次の問題を検討した：LDC専門家グループの設立、国内
行動適応プログラム(NAPAs)作成への支援、LDC基金への
ガイダンス。

この議題項目の下で結論付けられた対立点のある問題：基
金へのガイダンスをこのCOPで検討するべきか、これに
続くCOPで検討するべきか；LDC専門家グループやNAPA
プロセスと、CGEの間で明確なつながりがあるべきかどう
か；LDC専門家グループの構成；LDC基金への資金メカ
ニズムとして機能する組織の識別。

NAPAsの準備支援で、マラウィは、出席者が交渉を通して
検討する提案を提出した。10月31日のコンタクトグル
ープ会合の席で、Gamede議長は、進展を指摘したが、一部
締約国が、ガイドラインに関してもっと専門家の助力を得る
ことを提案したと述べた。

付属書に含まれる当該グループの委託権限を含めたLDC
専門家グループ設立に関するCOP決定書の草案について、
いくつかの附属書I締約国が懸念を打ち出した。米国とス
イスは、CGEグループでも似たような議論が行われている
ことを指摘し、EUは、グループをどこかの時点で合併さ
せることを提案した。いくつかのLDCs諸国が、NAPAの
準備と実施における専門家グループの効率性と価値に注
目し、NAPAプロセスとCGEの作業との間の違いを強調し
た。

LDC基金の資金メカニズム運用機関に対するガイダンス
は、第一週の末に向かい協議でも懸案事項として残ってい
た。マリは、Mali, for the LDCsを代表して、基金に対し、
プロジェクトの承認を4ヶ月以内に済ませ、現地および地
域の専門家の雇用を可能にする簡素化された運用手続き
に力点を置いた。EUは、政府間プロセスの遅れの結果、
事務局により行われた法律的、技術的検討では、基金のガ
イダンスに関する書類を考慮していないことを示唆し、米
国、日本、ノルウェーとともに、基金へのガイダンス作成
をCOP-8で検討するべきであると述べた。Gamede議長は、
締約国に対しこれを非公式に検討するよう求め、たまたし
合意に達しなければ、基金へのガイダンスの問題を閣僚間
にまかせると述べた。協議は11月7日まで継続された。

このコンタクトグループの最終会合で、米国は、全ての3
つの決定草案でのパッケージ取引を強調し、これらは、SBI
に回す際、全面的に括弧書きで残されるべきであると述べ
た。他の全ての締約国は括弧をはずすことを支持した。
UNFCCC4条9項(LDCs)の実施状況に関する結論書草案は、
米国の要請で、LDCsに関する他の3つの決定書引用部分
では括弧書きを残すことで合意された。

SBIによる正式採択の前のさらなる非公式折衝後では、全
ての書類から括弧書きがはずされた。括弧書きをはずす合
意は、LDCsの特殊な状況を指摘し、LDC専門家グル
ープの設立が「他の分類の諸国向けに似たようなグル
ープを設立することの前例とはしない」という条項を含める代わり
に、なされたものである。

決定書および結論書：LDC専門家グループ設立に関する決
定草案(FCCC/CP/2001/L.26)は、付属書の中の委託権限をよ
り精しく解説し、このグループは、アフリカのLDC締約
国から5名、アジアのLDC締約国から2名、LDC SIDS
から2名、そして附属書II締約国から3名の12名の専門
家のグループと定義した。

LDC基金へのガイダンスに関する決定草案
(FCCC/SBI/2001/L.12)は、基金の運用組織に対し、NAPAs
の準備の全コスト分を達成すること、簡素化された手続き

を採用し、LDCs による基金への速やかなアクセスを手配し、各国のまた適当な場合には各地域の専門家起用を奨励し、基金の運用に関し合理的な手続きを採用するよう、要請した。

NAPAs 準備のガイドライン作成に関する決定草案 (FCCC/SBI/2001/L.14)は、付属書に含まれるガイドラインの採用を決定し、締約国に対しガイドラインを改善するためとの見地から SBI-17 での検討のため、意見提出を行うよう要請した。

SBIにより 11月8日に、また COP により 11月10日に採択された UNFCCC 4条9項実施状況の評価に関する結論書案 (FCCC/SBI/2001/L.11)は、NAPA 準備の支援で資金の調達プロセスを促進するため、速やかな処置をとる必要があることを指摘し、また COP-9 で 4条9項の実施状況を精しく評価する必要性も指摘している。

非附属書 I 報告書に関する資金および技術的支援：11月6日に SBI は、非附属書 I 締約国の国別報告書作成と、資金調達のため提出された温室効果ガス削減プロジェクトにおいて、非附属書 I 締約国により行われた進展に注目し、これらプロジェクトを GEF やそのほかの二国間および多国間金融機関の関心と呼ばせることを勧める、結論書草案 (FCCC/SBI/2001/CRP.3)を採択した。

管理および資金問題：この議題では3つの副題が検討された：2000-2001 年度の間接財務実績、寄付金の支払い遅延に対応するオプションの可能性、本部契約の実施である。出席者は、2000-2001 年度間接財務実績報告決定草案 (FCCC/SBI/2001/L.6)を 11月6日に採択した。この決定書は、2001年12月31時点での間接財務実績に注目し、タイムリーな形で基幹予算へ表示どおりの寄付を行った締約国に感謝を表明し、寄付金の支払い遅延への傾向に懸念を表明している。

寄付金の支払い遅延に対応するオプションの可能性について、Ashe 議長と Philip Weech (パハマ)は、非公式折衝を行った。非公式グループは、SB-12 以来懸案となっている、基幹予算への支払い遅延の結果として UNFCCC が直面する可能性がある問題や不都合に関する文書と、COP への提案の基礎として SBI が検討を希望するかもしれない追加オプションを検討した。しかし、寄付金への支払い遅延に対応するオプションの可能性については 11月6日までに合意に達することがなく、出席者はこの問題を SBI-16 に回すと決定した。

本部契約の実施について、ドイツは、国連キャンパスのビルについて、会議センターの開発について、そして事務

局スタッフとその家族に関係する問題について、進展を報告した。非公式折衝はさらなる進展につなげることができなかった。セッションの報告書に含まれる結論書 (FCCC/SBI/2001/L.2)が採択された。

閣僚会合

閣僚会合は 11月7-8 日に行われ、閣僚たちやそのほかの代表団団長が出席した。参加者は 70 以上の締約国、そして国連機関や専門機関、オブザーバー国、若者代表、政府間組織、NGOs からのステートメントを聴いた。

歓迎式典：11月7日水曜日の朝に、閣僚会合出席者のための公式歓迎式典が開催された。UNEP の専務理事 Klaus Töpfer は、国連 Kofi Annan 事務総長に代わり、気候変化の環境上、開発上の要素に焦点を当て、社会的および経済的行動における大きな長期的変化の必要性を指摘し、COP-6 の President Pronk 議長に対しその仕事への感謝を表明して、同議長が WSSD への特別代表を務めることを指摘し、多国間主義の重要性を強調した。

モロッコの Moulay Rachid 王子は、Mohammed VI 世王の代理として、国際的な倫理価値の共有の必要性を強調し、環境への懸念を払拭する上での国際的な連帯を促し、技術移転や、新規で追加的な資金源、対外債務負担削減を呼びかけた。

UNFCCC 事務局長の Michael Zammit Cutajar は、閣僚会合での最後のスピーチで、事務局スタッフの尽力と献身を祝い、締約国に対し、その信頼と細かい運営に携わることのなかったことに感謝した。同氏は、出席者に対し UNFCCC を前進させる上での幸運を祈った。出席者は、氏の貢献に、総立ちの拍手で感謝した。

締約国によるステートメント：多くの締約国は、そのステートメントの中で、議定書の環境上の十全性を保持することの重要性を強調した。また締約国は、遵守に関する交渉の成功に注目し、BAPA の下での作業の COP-7 での完了を呼びかけ、このことは 2002年9月の WSSD に間に合うような批准と発効を支えると述べた。加えて、幾人かのスピーカーが、2001年9月11日のできごとは、一国だけでは取り組むことのできないこういったグローバルな問題に対する多国間の解決法の必要性を実証するものであると、指摘した。出席者の幾人かは、気候変化を解決するための緊急の行動の必要性を実証する IPCC TAR に注目した。

COP-7 での現在の交渉について、スイスは、ボン合意を弱めるような変更は受け入れることができないと述べ、責任を回避できる国はないと告げた。イランは G-77/中国を代

表して、COP-7もWSSDも開発途上国の新しい約束という問題を取り上げるのにふさわしいフォーラムではないと述べた。カナダは、議定書の発効にその参加が不可欠な国に対して、対応する必要性を強調した。議定書の批准について、ニュージーランドは、自国が現在のところWSSDに間に合うように批准することを約束した唯一のアンプレラグループ締約国であるが、「それほど長からぬうちに十分な仲間がいるであろう」との予測を示した。

メカニズムについて、大韓民国は、メカニズムのポテンシャルが、一国でのCDMも含め、全面的に実現されるべきであると述べた。ウクライナは、JIに優先度が与えられるわけであり、中心的な目標は排出の再配分ではなく削減であると述べた。

開発途上国およびLDCsの状況とニーズに関して、多くのスピーカーは、キャパシティビルディング、適応および技術移転のニーズを強調した。タンザニア、ベニン、ジブチは、LDCsが気候変化により最も大きな影響を受け、しかもそれに対応する能力が最も低いことを指摘した。化石燃料輸出に大きく依存する国への支援に関して、クウェートは、排出に関係する税法上のインセンティブや控除の削除と、経済の多角化への支援を提案した。

気候変化プロセスの次のステップについて、サモアはAOSISの代わりに、BAPAに関する作業がいったん完了したなら、締約国はこの体制の下で約束を検討するべきであると述べ、これらの約束がより強力な広範囲なものとなることを提案した。米国は、気候変化の解決に向け引き続き指導的な役割を果たすと述べ、また同国が科学に基づいた措置で前進していると述べた。ブラジルは、気候変化の原因づくりにおける責任の割合を基にした「ブラジル案」を考慮する、第二約束期間に関する交渉を楽しみにしていると述べた。パングラダッシュは、適応基金とLDC基金の速やかな適用を支持し、低地および小島嶼諸国の格別な脆弱性を強調した。

オブザーバー国、国連機関、政府間機関、非政府組織のステートメント：オブザーバー国であるトルコは、トルコを附属書IIのリストからはずし、同国の附属書I締約国としての特別な事情を認めるとする決定書のCOP-7での採択を待望していると述べた。

WMOは、気候変化に対する人間の活動の寄与について、新しくより強力な証拠を指摘したIPCCのTARに注目した。UNEPは、生態系の劣化と極端な貧困というグローバルな懸念を解決する必要性を強調した。GEFは、キャパシティビルディング、技術移転と適応を支えるGEFの約束を力説し、GEFカウンスルではもっと諮問プロセスが必要であ

ることを認め、その実績についての最近の評価で出てきた懸念の解決を約束した。UNDPは、開発と気候変化の間の結びつきを強調し、とりわけ、その各国事務所の存在が強化されていることを指摘した。IPCCはTARでの主要な発見事項を概説し開発途上国が不釣合いなまでの影響で苦しむと指摘した。

モロッコの子供議会、Francophone若者会議、気候変化に関する世界ユース機関が、プレゼンテーションを行い、最後のスピーカーは、低炭素排出の未来や、気候変化と戦う「長い道」の始まりとしての議定書の発効、そしてボン合意を弱めることのない決定文書のCOP-7での完成へ向け、前進を促した。

国際エネルギー機関は、現実的な気候変化目標を達成するための市場本位の解決法を強調した。同代表は、気候変化と戦う上での再生可能エネルギーというオプションを強調する一方、可能性ある燃料や技術の解決法は、いかなるものも除外されることのないよう主張した。OPECは、化石燃料輸出に依存する経済国に与える影響を強調し、「エネルギー税の全体的な哲学」の再検討を提案した。

気候行動ネットワーク・サウスは、COP-6パートIIで合意されたさまざまな基金への明確な約束を呼びかけ、現在の資金的な約束は「価値がない」と決め付けた。国際商工会議所は、第二および第三約束期間に関する早期の交渉を主張するとともに、ビジネス界の全面的な参加を認める形でのUNFCCCの実施を主張した。先住民機関は、先住民の人たちに気候変化プロセスで特別な地位を与えるというCOPの決議を求め、無期限のセッション間アドホック作業部会を作るべきであると述べた。バランスのとれた環境のためのグローバルな議員組織は、厳格な遵守システム、吸収の利用制限、そしてできるだけ多くの開発途上国およびLDCsを含め小規模プロジェクトも入れたCDMを支持した。気候行動ネットワーク・ノースは、気候変化を健康問題や貧困問題に結び付けた。

米国 欧州持続可能なエネルギーのためのビジネス協議会は、CDMプロジェクトの急行路線、早期のクレジット発行、CERsの全面的な移動可能性、拘束力のある遵守体制を支持した。自由貿易組合の国際連盟、OECDの貿易組合諮問委員会、自由貿易組合欧州連盟は、気候変化措置の結果としての雇用創生という可能性を強調し、雇用転換プログラムを呼びかけた。

閉会プレナリー

COP-7 Elyazghi議長は、長い夜間の交渉の後、2001年11月10日土曜日の朝、最終のプレナリーを開いた。COPは、

ブエノスアイレス行動計画の実施や持続可能な開発世界サミットへの報告を含めた、いくつかの議題項目に関する決定書を、採択した。

多くの締約国が、その閉会ステートメントで、BAPA の下での懸案となっていた作業全てにおいて、意見の一致が達成され、これにより交渉のこの段階の終了を迎え、議定書の批准と発効への道を準備したことへの充足感を表明した。締約国はまた、COP-7 が気候変化に高い脆弱性をもつ開発途上国地域のアフリカで開催された最初の COP であったことを指摘した。サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連合、ナイジェリアは、議定書 2 条 3 項(政策と措置の悪影響)への注目を促し、この問題が、SB-16 での実質的な検討のための議題にのるべきだと述べた。カナダ、EU、日本は、この問題は分離したプロセスを必要とするものではなく、他の関連項目の下で検討されてきたとの見解を表明した。

EU は、COP-7 が、京都プロセスを非可逆的なものにすることで重要な一里塚を標したと述べた。ロシア連邦は、COP-7 が全ての国による 議定書の批准への道を切り開いたと述べた。大韓民国は、CDM に関する決定が、一国のものも含めてどういう特定のプロジェクトも除外するものではないとの見解を示した。G-77/中国は、この合意が、議定書の批准達成に向けた「長い道のりの終わり」を標すものであると述べ、また合意を得るために特に開発途上国の方において多くの犠牲があったとも述べた。日本は、気候交渉がいまや新しい段階に入り、COP-8 でさらなるステップを踏む方法を検討するのを待望していると述べた。オーストラリアは、同国が 3 条 3 項の下での関連活動に依存できることから、3 条 4 項を利用する意図はないと述べた。アルゼンチンは、9 月 11 日のできごとに触れ、BAPA での作業が、人によっては理想的な時期とも考えるかもしれない時期に完了したと指摘し、テロリズムは、交渉のこのサイクルを完成させるモーメントに立ちふさがるものではなかったと述べた。

COP は、その後セッションの報告書 (FCCC/CP/2001/L.16 Add.1-3)とともに、UNFCCC 事務局長の Michael Zammit Cutajar に対し、その 10 年間もの気候変化プロセスに対する「優れた功労」への大きな感謝を表明した決定書を採択した。この決定書は、総立ちの拍手で採択された。COP はまた、モロッコとマラケシュに対し、COP-7 を主催したことに感謝する決議を採択した。

Elyazghi 議長は、その閉会の辞で、COP-7 が気候との戦いに対し、また WSSD に対し、希望のメッセージを送ったと述べ、さらに会議が 6 時 45 分に閉会したことを宣言した。

CDM 理事会

COP-7 の結論に続き、新しく選出されたクリーンな開発メカニズムの理事会は、その最初の会議を行った。理事会は、John Ashe(アンティグアバーブーダ)をその初代議長に、岡松宗三郎(日本)を副議長に選んだ。理事会はまた 2002 年 1 月 21-23 日にボンで開催されるその第 2 回会合の議題も設定した。

COP-7 の簡単な分析

気候変化キャラバン(隊商) はマラケシュに移る

COP-7 気候交渉の場である Palais des Congrès de Marrakech から遠からぬところに、マラケシュの心臓部を形作る何世紀も前からの市場、Jemaa el-Fna がある。ここは、商人や芸術家、物語り屋やアクロバット、絨毯売りやへビ使いが集まって、人を楽しませ、そして - 手をねじったり、頭を振ったりする中で - よい取引をまとめる場なのである。この 2 週間、この歴史的な市場を占有する元気な演技者や狡猾な商人は、気候変化キャラバンの熟練した交渉担当者の関心を得ようと競っていた。一般人にそれほどアクセス可能でも - あるいはそれほど楽しませてくれるわけでもないが、気候交渉担当者のベテランは、いづれにしても、厳しい取引の術を理解しようと求めるこれらの人々にとって良好教訓を提供したのである。

取引に片をつける

出席者は、ボンで結論づけられた歴史的な - 時には壊れやすく見えるとはいうものの - 政治的合意の上に、築き上げるとの目標を持って、そして京都議定書の構造組織に関係する「技術的な」懸案問題を解決し、それにより、議定書の「タイムリー」な発効への道を切り開くため、マラケシュに来訪したものである。世界のマスコミが考えているように見えたこととは異なり、ボン合意の結論は、全ての政治的な問題が成功裡に解決されたことを意味するものではなかった。事実、ボン交渉での最後の日々では、締約国の一部が、合意の再解釈を求めていることだけでなく、多くの残された「技術的な」問題自体が、大きな政治的底流をもつことも明白となってきた。このためマラケシュでの賭けは高いものとなり、失敗の恐れは明らか可能性として残っていた。

これらの懸念を踏まえた上で、EU と G-77/中国は、望むべくは 2002 年のヨハネスブルグサミットに間に合うような、議定書の発効に十分な批准を確保する取引を「売る」との決意を持って、マラケシュに到着した。11 月 10 日土曜日の早い時間に、そのような取引が実際に行われるのが明白

となり、その結果議定書の批准が今やより現実的な可能性のものとなった。しかし、この取引を行う中で、EUとG-77/中国は、主要なアンブレラグループ諸国の要求の多くをしぼしぼながら認めざるを得なかった。批准可能な京都議定書という市場は、かなり買い手市場であったのだ。

しかしどれだけの代価で？

議定書の発効には自国の参加が欠かせないとの認識から、ロシア連邦、日本、オーストラリア、カナダは、集団的にも個別にも、このことを梃子にを使って、批准の「代価」を下げようとした。いくつかの場面で批准カードを切ることで、これら諸国は、遵守システムの弱体化、メカニズムのための有資格性要件引き下げ、公衆の参加の機会と透明性の阻害、吸収に関する情報の提供についての要求を最小限にするよう、動いた。

これら諸国の駆け引きパワーが真にどのくらいか、そして国益を守ろうという決意の程度は、プエノスアイレス行動計画実施の3年間もの交渉のヤマ場が近づくにつれて、最も明らかになった。11月8日木曜日の夕方遅く、MoosaおよびRochの両閣僚は、交渉の行き詰まり打開を目指した世界的な取引パッケージを提示した。他の全ての締約国にとり受け入れ可能であることが証明されたこの取引は、アンブレラグループのメンバーにより拒否され、次の5つの対立点が最大の障害であることが明らかとなった：

附属書I締約国によるメカニズムの利用は、遵守に関する手続きとメカニズムの対象であるべきかどうか；

附属書I締約国によるメカニズムの利用は、LULUCFデータの報告に依存されるべきかどうか；

新しく作られた「除去ユニット」は、次の約束期間に繰越可能かどうか；

締約国は3条14項(悪影響)の実施に関して報告することをどれだけ求められるべきか；

吸収の利用を支配する原則は運用可能にされるべきか、そしてどうやって運用可能にされるのか。

金曜日のかなりの部分、そして土曜日の朝早く、閣僚たちと交渉団高官たちは、密室に閉じこもり、これらの問題や関係する問題で妥協点を見出そうとしていた。これらの討議の性質は明らかでないが(透明性はマラケシュで目立った特徴ではなかった)、最終的な結果が示しているのは、特定の締約国、とりわけロシア連邦、日本、カナダの非妥協

性の程度であり、これら諸国は全てその批准が前提条件ということで望ましい取引を確保した。

喧嘩腰の駆け引き

マラケシュでの2週間を通して、多くのオブザーバーが、ロシア人の非妥協的な交渉スタイルへの絶望を表明した。ボン合意は神聖なものというほとんど全ての締約国の主張にもかかわらず、ロシア連邦は、まったくの反抗精神で、ロシアの「付属書2」での吸収割当量を17炭素メガトンから33炭素メガトンへと再交渉することに成功したのである。ロシアは、メカニズム利用で2つの重要な有資格性要件(吸収目録の提出、そして遵守体制の採択)を外すことを求める上でも、また公的な検査と一般の参加の手続きを限定することを進める上でも、がんこであった。

80名以上の出席者数をもつ日本代表団の交渉戦術は、コメントのさらなる原因であった。たとえば5条、7条、8条に関する交渉グループで、同代表団は、特に頑固さを発揮した。ある時点では、G-77/中国が日本からの要求に対し、心からの「冗談じゃない」で応じた。しかし冗談ではなかったものであり、かれらの頑固さは実ったことは特にメカニズムの有資格性回復での早い手続きを確保するのに成功したことで証明されている。

オーストラリアとカナダは、日本とロシア連邦によるさまざまな干渉を支持するのに加えて、自身もいくつかの重要問題で忌憚なく述べた。たとえば、オーストラリアは遵守体制での締約国から締約国への差し出口に関する言及削除を求める牽引役であり、カナダは吸収問題での報告作成要件の切り崩しを追求した。

異なる締約国の交渉戦術に伴う焦燥感、交渉グループ議長にまで伝染した。たとえばDovland議長は、5条、7条、8条グループ内で進展がないことへの「非常な失望感」を表明させられ、一方同じような線で、メカニズムグループの共同議長であるRaúl Estradaは、氏のグループの議事に言葉を差し挟まざるを得なく感じた。日本とカナダから「健全な」規則の意味を明確にとの要請の後、氏はこれら諸国代表に「議事妨害」を定義するよう求めたのである。

安っぽい取引、でも取引なしよりはまし

最終的な取引が多くのオブザーバーを失望させたのはわかるが、いずれにしても特に何が政治的、経済的に実施可能かという健全な現実主義で加減された、慎重な楽観主義の余地はある。最終取引におけるアンブレラグループ諸国の強情にもかかわらず、いくつかの重要な問題で有用な進展がなされた。

カメルーンは、アフリカグループを代弁して、この結果への誇りを表明した際、前向きな成果のいくつかを振り返り、マラケシュ合意は議定書の即時実施を生むものであると論じ、またLDCs向け資金や、CDMプロジェクトの成果に対するアクセスについて、高い希望を宣言した。この点での重要な段階には、CDM理事会の選出と特定のCDMプロジェクトの速やかな開始での合意が含まれる。(CDMプロジェクトが、実際にアフリカ内にどれだけの有意味な影響を与えるかはまだ不明である。)

遵守問題に関しても、大きな進展があった。技術的なレベルで全面的に解決された「クランチ・イシュー」はこれだけであり、この事実は、遵守交渉の速やかな終了だけでなく、その成果、つまり既存の多国間環境協定の全てで最も革新的であり練り上げられた非遵守手続きの採択にも、嬉しい驚きをもったオブザーバーから、温かく迎えられた。遵守文書で打ち出された取引は、全ての締約国に満足する理由を与えているが、最も多くを得たのは、EUとG-77/中国であり、かれらの要求のほとんど全てが採択された。遵守体制を成立させるか破るかを決定する問題、交渉を大変にまごつかせた問題は、執行部により採択された決定の法的な性質に関係している。幾人かのオブザーバーは、マラケシュで達成された成果が、結果に事実上の法的拘束力を確保する高機能な構造を提供していると論じて、それへの支持を表明している。この論には2つの理由が挙げられている。第一に、UNFCCC締約国は、京都議定書の締約国だけが、採択方法を決定することで合意しており、締約国の大多数が法的拘束力のある結果を志向していることからすると、このことは、そのような採択が改正案によって行われるものと思われ、このため執行部による法的拘束力のある結果の決定を可能にすることを、示唆している。第二に、メカニズムに参加する締約国の有資格性は「遵守の手続きとメカニズムの対象となる」ことに依存していることから、合意は、締約国に対し遵守改正案を批准する明確なインセンティブを提供している。より広範囲な見方からすると、遵守体制の強さは究極的には報告要件の強度によることを忘れてはならない。

他の前向きで革新的な展開に含まれるのは：UNFCCCの下で設立された将来の機関における性別バランスへの配慮；7条ガイドラインへのLULUCF原則の統合；そしてG-77/中国の提案に基づく「除去ユニット」(RMU)の確立である。

COP-7：駆け引きプロセスの中に知恵と節度を見出す？

プレナリーでの演説の中で、モロッコのMoulay Rachid王子は、Mohammed VI世王に代わり、「皆さんの祝福された

会議から、楽観の、知恵の、節度の、そして希望のメッセージが、人類が今日大変に必要としているメッセージが、湧き出でてきますように」との希望を表明された。厳しい駆け引きで動かされる交渉担当の世界、特に賭けるものがこれだけ大きい場合に、交渉スタイルでの節度を見出すのは、全く楽観的すぎる。しかし、たとえ多くのものが失望を見出すものであっても、取引は成功裡に確保されたことから、マラケシュは、総合的な多国間アプローチの基礎の役割を果たす可能性がある。

多くのオブザーバーにとって、京都議定書の真の価値は、温室効果ガスのレベル制限への直接的なインパクトにあるのではなく、むしろ気候変化に対する世界的な調和協調した行動の先駆けとしての役割である。この点で、COP-7交渉の成果は、議定書を批准しないという言い訳を持つ締約国が数少ないことから、良い兆しである。さらに、Jan Pronkが会議の終わりに言っているのを耳にしたように、「COP-7は、今や米国に、地球規模の気候変化と戦うプロセスに参加するための適当な法的構造を提供している」のである。

マラケシュが、気候変化に対する多国間の対応の第一歩を与えるというその知恵と節度で記憶されるものとなるかどうか、それとも京都議定書の環境上の十全性を不当に損なったと多くが考える反抗的な取引戦術で記憶されるものとなるかどうかは、まだ不明である。

COP-8 前の予定

国際太陽光エネルギー協会の太陽光世界会議：この会議は、2001年11月25日から12月2日に、in Adelaide, オーストラリアのアデレードで開かれる。テクニカルプログラムでは、再生可能エネルギーやエネルギー持続可能性のさまざまな側面が網羅される。詳しい情報についての連絡先：ISES 2001；：+61-8-8363-4399；FAX：+61-8-8363-4577；e-mail：ises2001@hartleymgt.com.au；HP：<http://www.unisa.edu.au/ises2001congress/home.html>

長距離越境大気汚染条約の執行部会議：この会議は This meeting will take place from 2001年11月26-30日にジュネーブで行われる。詳しい情報についての連絡先：, in Geneva. For more 情報, contact: Yves Berthelot, UNECE；：+41-22-917-2670；FAX：+41-22-917-0107；e-mail：yves.berthelot@unece.org；HP：：<http://www.unece.org/env/lrtap/>

エネルギーと環境の管理および技術に関する国際シンポジウム：この会議は、2001年12月7-8日にカナダ、ブリティッシュ・コロンビア州のバンクーバーで開かれる。こ

の会議は、またエネルギー、環境管理、テクノロジー問題を取り上げ、産業、政府、学术界の代表の間での情報交換のフォーラムを提供する。詳しい情報についての連絡先：ICEEE： と FAX： +1-714-898-8416； e-mail：inquiries@iceee.org； HP： <http://www.iceee.org>

農村部開発のための再生可能エネルギーに関する国際会議：この会議は、2002年1月19-21日にバングラダッシュのダッカで開催され、沿岸の風や波、海流や潮汐の仕組みからの発電の技術的な機会を検討する。この会議は、中長期的なテクノロジーも検討し、また再生可能エネルギー資源開発における技術的な挑戦も取り上げる。詳しい情報についての連絡先： A.K.M. Sadrul Islam； FAX： +880-2-861-3046； e-mail： sadrul@me.buet.edu

非温室効果ガスに関する第3回国際シンポジウム：このシンポジウムは、2002年1月21-23日にオランダのマーストリヒトで開かれる。詳しい情報についての連絡先：シンポジウム事務局；： +31-73-621-5985； FAX： +31-73-621-6985； e-mail： vvm@wxs.nl； HP： <http://www.milieukundigen.nl>

地球テクノロジーフォーラム：地球の気候変化とオゾン層保護技術および政策に関するこの会議と展示会は、2002年3月25-27日にワシントンで開かれる。この会議は、国際的な気候変化パートナーシップと責任ある大気政策のための連盟が共催する。参加者は、現在のテクノロジーとそれを市場に持ち込む努力について議論する。詳しい情報についての連絡先：： +1-703-807-4052； FAX： +1-703-528-1734； e-mail：earthforum@alcalde-fay.com； HP：<http://www.earthforum.com>

UNFCCC 補助機関の第16回セッション：SB-16は、2002年6月3-14日にドイツのボンで開かれることが暫定的に計画されている。詳しい情報についての連絡先：UNFCCC事務局；： +49-228-815-1000； FAX： +49-228-815-1999； e-mail：secretariat@unfccc.de； HP：<http://www.unfccc.de>

2002年持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)：持続可能な開発に関する世界サミットは、リオ地球サミット(UNCED)の10年後、2002年9月2-11日に南アフリカのヨハネスブルグで開催される。準備委員会は、2001年3月25日から4月5日にニューヨークの国連本部で、2001年5月27日から6月7日までインドネシアで会合する。詳しい情報についての連絡先：Andrey Vasilyev, DESA, ニューヨーク；： +1-212-963-5949； FAX： +1-212-963-4260； e-mail：vasilyev@un.org； 主要グループ連絡先：Zehra Aydin-Sipos, DESA；： +1-212-963-8811； FAX： +1-212-963-1267； e-mail：aydin@un.org； HP：

<http://www.johannesburgsummit.org/>

UNFCCC 第8回締約国会議：COP-8は暫定的に2002年10月23日から11月1日に、今後決定される場所で行われる計画である。詳しい情報についての連絡先：UNFCCC事務局、ドイツ、ボン市；： +49-228-815-1000； FAX： +49-228-815-1999； e-mail：secretariat@unfccc.int； HP：<http://www.unfccc.int/>